

別添 1

高速自動車国道北海道縦貫自動車道
函館名寄線等に関する協定

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第3条中（43）を（44）とし、（21）から（42）までを1ずつ繰り下げ、（20）の次に次のように加える。

（21）一般国道4号（東埼玉道路）

第4条中「別紙1-200」を「別紙1-203」に改める。

第5条中「別紙1-200」を「別紙1-203」に改める。

第11条中「令和42年1月14日」を「令和42年1月24日」に改める。

第14条中「別紙1-200」を「別紙1-203」に改める。

別紙1-4、別紙1-9から別紙1-12、別紙1-15から別紙1-17、別紙1-26、別紙1-29から別紙1-31、別紙1-34、別紙1-37、別紙1-42、別紙1-56から別紙1-58、別紙1-61、別紙1-64、別紙1-65、別紙1-69、別紙1-73、別紙1-75、別紙1-76、別紙1-80、別紙1-86、別紙1-90、別紙1-95、別紙1-96、別紙1-99、別紙1-101、別紙1-104、別紙1-107、別紙1-108、別紙1-130、別紙1-149から別紙1-152、別紙1-154から別紙1-157、別紙1-159、別紙1-161、別紙1-162、別紙1-164、別紙1-165、別紙1-167から別紙1-169、別紙1-171から別紙1-191、別紙1-193から別紙1-200を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道余市郡余市町登町 から
北海道小樽市新光町 まで

(ロ) 延 長 23.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	100	23.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	2 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道5号 道道登余市停車場線	北海道余市郡 余市町登町	平面接続	余市インターチェンジ
道道小樽塩谷インター線	北海道小樽市 塩谷	立体接続	小樽塩谷インターチェンジ

(4) 工事予算

117,521 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 北海道余市郡余市町登町(STA 853+16.687)から北海道小樽市新光町(STA 45+39.464)まで
平成 18 年 4 月 19 日

小樽ジャンクション小樽方面から余市方面へのランプ

ロ 北海道小樽市新光町(C-STA 1078+99.879)から北海道小樽市新光3丁目(C-STA 1094+31.457)まで
平成 31 年 2 月 7 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 12 月 8 日 (余市IC~小樽JCT 供用開始)
令和 6 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

129, 739 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 129, 249 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(山形県東置賜郡高畠町大字深沼から山形県上山市金瓶まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県東置賜郡高畠町大字深沼 から
山形県上山市金瓶 まで

(ロ) 延 長 24.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼 から 山形県上山市金瓶 まで	100	24.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼 から 山形県上山市金瓶 まで	2車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道13号 (米沢南陽道路)	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	平面接続	本線
一般国道13号	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	立体接続	南陽高畠インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市藤吾	立体接続	かみのやま温泉インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市金瓶	立体接続	山形上山インターチェンジ

(4) 工事予算

124,096 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 31 年 4 月 13 日 (供用開始)
 令和 元 年 7 月 11 日 (残事業一部完成)
 令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

136, 792 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 136, 792 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県双葉郡富岡町大字上手岡から福島県相馬市粟津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県双葉郡富岡町大字上手岡 から
福島県相馬市粟津 まで

(ロ) 延 長 47.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡 から 福島県相馬市 粟津 まで	100	47.1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡 から 福島県相馬市 粟津 まで	2車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 小野富岡線	福島県双葉郡 富岡町大字上手岡	立体接続	常磐富岡インターチェンジ
一般国道114号	福島県双葉郡 浪江町大字室原	立体接続	浪江インターチェンジ
県道 原町川俣線	福島県南相馬市 原町区	立体接続	南相馬インターチェンジ
一般国道115号	福島県相馬市 粟津	立体接続	相馬インターチェンジ

(4) 工事予算

115,199 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 10 年 4 月 17 日	
②工事の完成予定年月日	平成 24 年 4 月 8 日	(南相馬～相馬供用開始)
	平成 26 年 12 月 6 日	(浪江～南相馬供用開始)
	平成 27 年 3 月 1 日	(常磐富岡～浪江供用開始)
	令和 3 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

108,797 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 108,797 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県相馬市粟津から福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬市粟津 から
福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 まで

(ロ) 延 長 8.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬市 粟津 から 福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 まで	100	8.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福島県相馬市 栗津 から 福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道115号	福島県相馬市 粟津	立体接続	相馬インターチェンジ
一般国道113号	福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	立体接続	新地インターチェンジ

(4) 工事予算

17,386 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成 11 年 1 月 8 日	
②工事の完成年月日	平成 26 年 12 月 6 日	(供用開始)
	平成 31 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20,449 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20,449 百万円) (消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺から宮城県亘理郡山元町大平まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 から
宮城県亘理郡山元町大平 まで

(ロ) 延 長 14.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 から 宮城県亘理郡 山元町大平 まで	100	14.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 から 宮城県亘理郡 山元町大平 まで	2車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道113号	福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	立体接続	新地インターチェンジ
一般国道6号	宮城県亶理郡 山元町大平	立体接続	山元インターチェンジ

(4) 工事予算

35,935 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成 18 年 4 月 19 日	
②工事の完成年月日	平成 26 年 12 月 6 日	(供用開始)
	平成 28 年 4 月 1 日	(一部供用開始)
	平成 31 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

46,197 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 46,197 百万円) (消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(埼玉県三郷市鷹野三丁目から千葉県松戸市三矢小台二丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県三郷市鷹野三丁目 から
千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで

(ロ) 延長 5.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	80	5.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	4車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 鷹野三丁目	立体接続	三郷南インターチェンジ
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ

(4) 工事予算

99,710 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 30 年 6 月 2 日 (供用開始)
- 令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

89,862 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 89,862 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉県市川市高谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県松戸市三矢小台二丁目 から
千葉県市川市高谷 まで

(ロ) 延 長 10.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目 から 千葉県市川市高谷 まで	80	10.1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目 から 千葉県市川市高谷 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ
一般国道298号	千葉縣市川市 国分	立体接続	市川北インターチェンジ
一般国道298号	千葉縣市川市 平田	立体接続	市川中央インターチェンジ
一般国道14号 (京葉道路)	千葉縣市川市 稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション
一般国道298号	千葉縣市川市 高谷	立体接続	市川南インターチェンジ
県道高速湾岸線	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション
東関東自動車道	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

813,105 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 21 年 10 月 13 日 (京葉JCT施工に伴う京葉道路切替)
- 平成 28 年 2 月 25 日 (一部供用開始)
- 平成 30 年 6 月 2 日 (供用開始)
- 令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

751,160 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 751,160 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(茨城県鉾田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県銚田市飯名 から
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 まで

(ロ) 延 長 8.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
茨城県銚田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 まで	100	8.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
茨城県銚田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 まで	2 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル(土工部)
- メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道銚田茨城線	茨城県銚田市 飯名	立体接続	銚田インターチェンジ
県道茨城鹿島線	茨城県東茨城郡 茨城町大字鳥羽田	立体接続	茨城空港北インターチェンジ

(4) 工事予算

26,271 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 2 月 3 日 (銚田IC～茨城空港北IC 供用開始)

 令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

32, 281 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 32, 281 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(八雲PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道二海郡八雲町

別 紙 1

(3) 工事予算

977 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 10 月 10 日 (供用開始)

 令和 8 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 201 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 201 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(剣淵PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡剣淵町

別 紙 1

(3) 工事予算

1,366 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5年 12月 4日

②工事の完成予定年月日 令和 8年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,762 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,689 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(銭函IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道小樽市星野町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道銭函インター線	北海道小樽市 星野町	立体接続	銭函インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

5,585 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 令和 2 年 2 月 24 日 (供用開始)

 令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,828 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,828 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(手稲IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道札幌市手稲区富丘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道手稲インター線	北海道札幌市 手稲区富丘	立体接続	手稲インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 267 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 令和 元年 11 月 24 日 (供用開始)

令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 543 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 543 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**北海道横断自動車道黒松内北見線(本別JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道中川郡本別町勇足

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	北海道中川郡 本別町勇足	立体接続	本別ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

1,409 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5年 12月 4日

②工事の完成予定年月日 令和 8年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,807 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,732 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線

(東京都練馬区大泉町五丁目から埼玉県川口市赤芝新田まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

東京都練馬区大泉町五丁目 から
埼玉県川口市赤芝新田 まで

(3) 工事予算

12,785 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6,290 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6,007 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(福島JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

福島県福島市笹谷

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北中央自動車道 相馬尾花沢線	福島県福島市笹谷	平面接続	福島ジャンクション

(4) 工事予算

8,462 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 9 月 11 日 (供用開始)

令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,517 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9,517 百万円) (消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道(雄和PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

秋田県秋田市

(3) 工事予算

1,307 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 30 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,457 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,403 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線(山形PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県山形市

(3) 工事予算

1,818 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 4 月 13 日(供用開始)
令和 3 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,374 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,374 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(山形県天童市大字大町から山形県東根市大字羽入まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県天童市大字大町 から
山形県東根市大字羽入 まで

(ロ) 延 長 1.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
山形県天童市 大字大町 から 山形県東根市 大字羽入 まで	100	1.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
山形県天童市 大字大町 から 山形県東根市 大字羽入 まで	4車線	4車線	付加車線事業

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 中央帯の標準幅員

－ メートル

(チ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
国道287号	山形県東根市大字羽入	立体接続	東根インターチェンジ
東北中央自動車道相馬尾花沢線	山形県東根市大字羽入	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

3,717 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 6 月 21 日 (外々運用)
 平成 31 年 3 月 23 日 (供用開始)
 令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 156 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 156 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(埼玉県深谷市本田から群馬県渋川市八木原まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

I	埼玉県深谷市本田	から
	埼玉県深谷市黒田	まで
II	埼玉県本庄市児玉町高関	から
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から
	群馬県渋川市八木原	まで

(ロ) 延長

I	埼玉県深谷市本田	から	2.3	キロメートル
	埼玉県深谷市黒田	まで		
II	埼玉県本庄市児玉町高関	から	1.7	キロメートル
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで		
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から	1.8	キロメートル
	群馬県渋川市八木原	まで		

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間		設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
I	埼玉県深谷市本田	120	2.3	
	埼玉県深谷市黒田			
II	埼玉県本庄市児玉町高関	120	1.7	
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美			
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	120	1.8	
	群馬県渋川市八木原			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル (ただし、I 埼玉県深谷市本田から埼玉県深谷市畠山までは3.00メートル(登坂車線))

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工		用地買収		摘 要
I	埼玉県深谷市本田 から	6	車線	6	車線	付加車線事業
	埼玉県深谷市黒田 まで					
II	埼玉県本庄市児玉町高関 から	6	車線	6	車線	付加車線事業
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美 まで					
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 から	4	車線	4	車線	付加車線事業
	群馬県渋川市八木原 まで					

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	I		II		III		摘 要
	左 側	計	左 側	計	左 側	計	
土工(掘割)部分	1.75	1.75	2.50	2.50	2.50	2.50	
トンネル部分	—	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	2.50	2.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.50	1.50	2.50	2.50	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

8,348 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	16年	6月	29日	
②工事の完成予定年月日	平成	22年	12月	17日	(本庄児玉IC 供用開始)
	平成	23年	3月	17日	(花園IC、渋川伊香保IC 供用開始)
	平成	30年	8月	9日	(花園IC 供用開始)
	令和	3年	3月	30日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,686百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9,686百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(埼玉県川口市赤芝新田から埼玉県三郷市番匠免二丁目まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県川口市赤芝新田 から
埼玉県三郷市番匠免二丁目 まで

(3) 工事予算

9,114 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,289 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,194 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（八潮PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県八潮市

別 紙 1

(3) 工事予算

25,619 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31,238 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29,766 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(鳥の海PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

宮城県亶理郡亶理町

(3) 工事予算

1,079 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 12 月 6 日 (供用開始)

令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,361 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,361 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(埼玉県三郷市番匠免二丁目から埼玉県三郷市鷹野三丁目まで)(二次改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目 から
埼玉県三郷市鷹野三丁目 まで

別 紙 1

(3) 工事予算

1,774 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 6 月 2 日 (一部供用開始)
 令和 3 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,006 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,933 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷JCT(二次改築))に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

I	埼玉県三郷市天神	から
	埼玉県三郷市上口	まで
II	埼玉県三郷市番匠免二丁目	

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
常磐自動車道 一般国道298号 県道高速足立三郷線	埼玉県三郷市 番匠免二丁目	立体接続	三郷ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

19,761 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	12年	1月	12日	
②工事の完成予定年月日	平成	24年	9月	14日	(BHランプ供用開始)
	平成	25年	4月	3日	(Bランプ供用開始)
	平成	26年	7月	30日	(一部供用開始)
	平成	30年	4月	11日	(Rランプ供用開始)
	令和	3年	3月	30日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21,420 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 21,420 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷中央IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市谷口

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 谷口	立体接続	三郷中央インターチェンジ

(4) 工事予算

3,133 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 6 月 2 日 (供用開始)
 令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,424 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,424 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(大栄JCT)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

2, 245 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 994 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 889 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(横浜横須賀道路)

(神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	80	8.7	
から			
神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目			
まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	6車線	6車線	
から			
神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目			
まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2 (1.75×2)	5.00 (3.50)	—	—	—	
トンネル部分	0.75×2	1.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道16号(横浜横須賀道路)	神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	立体接続	釜利谷ジャンクション
都市計画道路 上郷公田線	神奈川県横浜市 栄区公田町	立体接続	公田インターチェンジ(仮称)
一般国道468号(横浜湘南道路) 及び都市計画道路 横浜藤沢線	神奈川県横浜市 栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目	立体接続	戸塚インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

370, 175 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA0+00)から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)まで
平成 13 年 3 月 10 日

ロ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)から神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)まで
平成 13 年 8 月 14 日

ハ 神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目(STA87+00)まで
令和 2 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

437, 781 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 420, 383 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県桶川市大字川田谷 から
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎 まで

(ロ) 延 長 10.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷 から 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎 まで	100	10.8	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷 から 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎 まで	4車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道17号	埼玉県桶川市大字川田谷	立体接続	桶川北本インターチェンジ
県道川越栗橋線	埼玉県桶川市大字加納	立体接続	桶川加納インターチェンジ
一般国道122号	埼玉県久喜市菖蒲町	立体接続	白岡菖蒲インターチェンジ

(4) 工事予算

69,965 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日

- イ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA133+43)から埼玉県桶川市大字川田谷(STA134+95)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- ロ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA134+95)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA151+00)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ハ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA151+00)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA152+60)まで
平成 26 年 11 月 1 日
- ニ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA152+60)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA155+20)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- ホ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA155+20)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA156+49)まで
平成 26 年 8 月 20 日
- ヘ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA156+49)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA159+19)まで
平成 26 年 12 月 1 日
- ト 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA159+19)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA161+94)まで
平成 26 年 12 月 20 日

別 紙 1

- チ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA161+94)から埼玉県北本市大字二ツ家(STA164+22)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- リ 埼玉県北本市大字二ツ家(STA164+22)から埼玉県北本市大字二ツ家(STA167+37)まで
平成 26 年 12 月 11 日
- 又 埼玉県北本市大字二ツ家(STA167+37)から埼玉県桶川市大字加納(STA167+86)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- ル 埼玉県桶川市大字加納(STA167+86)から埼玉県桶川市大字加納(STA168+46)まで
平成 27 年 2 月 16 日
- ヲ 埼玉県桶川市大字加納(STA168+46)から埼玉県桶川市大字加納(STA170+65)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- ワ 埼玉県桶川市大字加納(STA170+65)から埼玉県桶川市大字加納(STA179+47)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- カ 埼玉県桶川市大字加納(STA179+47)から埼玉県桶川市大字加納(STA180+84)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- ヨ 埼玉県桶川市大字加納(STA180+84)から埼玉県桶川市大字加納(STA182+59)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- タ 埼玉県桶川市大字加納(STA182+59)から埼玉県桶川市大字加納(STA183+91)まで
平成 24 年 12 月 21 日

別 紙 1

- レ 埼玉県桶川市大字加納(STA183+91)から埼玉県桶川市大字加納(STA184+44)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- ロ 埼玉県桶川市大字加納(STA184+44)から埼玉県桶川市大字加納(STA187+47)まで
平成 24 年 2 月 1 日
- ツ 埼玉県桶川市大字加納(STA187+47)から埼玉県桶川市大字加納(STA187+88)まで
平成 24 年 10 月 16 日
- ネ 埼玉県桶川市大字加納(STA187+88)から埼玉県桶川市赤堀(STA191+49)まで
平成 23 年 12 月 15 日
- ナ 埼玉県桶川市赤堀(STA191+49)から埼玉県桶川市赤堀(STA192+00)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ラ 埼玉県桶川市赤堀(STA192+00)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA195+00)まで
平成 23 年 12 月 15 日
- ム 埼玉県桶川市大字五丁台(STA195+00)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA196+70)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ウ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA196+70)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA197+16)まで
平成 26 年 8 月 22 日
- ノ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA197+16)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA198+35)まで
平成 24 年 12 月 21 日

別 紙 1

- オ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA198+35)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+94)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ク 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+94)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA210+35)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ヤ 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA210+35)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA241+72)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- 桶川北本IC ランプ部
- マ 埼玉県桶川市大字川田谷(B-ST A2+31)から埼玉県桶川市大字川田谷(B-ST A4+51)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ケ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A0+74)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A5+92)まで
平成 25 年 3 月 1 日
- フ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A5+92)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A6+73)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- コ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A6+73)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A7+90)まで
平成 25 年 3 月 1 日
- エ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A7+90)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A9+42)まで
平成 26 年 4 月 1 日

別 紙 1

テ 埼玉県桶川市大字川田谷(D-STA5+81)から埼玉県桶川市大字川田谷(D-STA10+26)まで
平成 25 年 3 月 1 日

桶川加納IC ランプ部

ア 埼玉県桶川市大字加納(A-STA1+70)から埼玉県桶川市大字加納(A-STA2+50)まで
平成 26 年 12 月 1 日

サ 埼玉県桶川市大字加納(B-STA2+72)から埼玉県桶川市大字加納(B-STA3+02)まで
平成 25 年 11 月 1 日

キ 埼玉県桶川市大字加納(C-STA1+99)から埼玉県桶川市大字加納(C-STA3+80)まで
平成 24 年 5 月 15 日

ユ 埼玉県桶川市大字加納(D-STA2+33)から埼玉県桶川市大字加納(D-STA2+72)まで
平成 24 年 5 月 15 日

メ 埼玉県桶川市大字加納(D-STA2+72)から埼玉県桶川市大字加納(D-STA4+40)まで
平成 27 年 2 月 11 日

桶川加納IC 料金所部

ミ 埼玉県桶川市大字加納(B-STA0+80)から埼玉県桶川市大字加納(E-STA0+50)まで
平成 24 年 5 月 15 日

桶川加納IC ランプ部

シ 埼玉県桶川市大字加納(E-STA1+30)から埼玉県桶川市大字加納(E-STA1+58)まで
平成 25 年 10 月 1 日

別 紙 1

ヒ 埼玉県桶川市大字加納(G-ST A1+98)から埼玉県桶川市大字加納(G-ST A2+48)まで
平成 24 年 5 月 15 日

モ 埼玉県桶川市大字加納(G-ST A2+98)から埼玉県桶川市大字加納(G-ST A3+32)まで
平成 26 年 1 月 1 日

セ 埼玉県桶川市大字加納(H-ST A2+32)から埼玉県桶川市大字加納(H-ST A3+07)まで
平成 24 年 5 月 15 日

菖蒲PA

ス 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+22)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA210+87)まで
平成 26 年 12 月 21 日

スー1 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+87)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA208+60)まで
平成 27 年 4 月 30 日

別 紙 1

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成年月日 平成 27 年 10 月 31 日（供用開始）

 令和 3 年 3 月 30 日（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

72, 510 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 72, 510 百万円）（消費税込み）

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)

(千葉県東金市丹尾から千葉県茂原市石神まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県茂原市石神 まで	100	21.6	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県茂原市石神 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道126号	千葉県東金市丹尾	立体接続	東金ジャンクション
市道5164号線	千葉県東金市山台	立体接続	東金インターチェンジ
県道五井本納線	千葉県茂原市上太田	立体接続	茂原北インターチェンジ
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ

(4) 工事予算

23, 110 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 千葉県東金市丹尾(STA0-01)から千葉県東金市小野(STA7+60)まで
平成 24 年 11 月 1 日

イ 千葉県東金市小野(STA7+60)から千葉県東金市小野(STA8+60)まで
平成 24 年 10 月 1 日

イ 千葉県東金市小野(STA8+60)から千葉県東金市小野(STA11+60)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ロ 千葉県東金市小野(STA11+60)から千葉県東金市小野(STA14+20)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ロ 千葉県東金市小野(STA14+20)から千葉県東金市丘山台(STA16+40)まで
平成 24 年 11 月 1 日

ロ 千葉県東金市丘山台(STA16+40)から千葉県東金市小野(STA19+00)まで
平成 24 年 10 月 1 日

ハ 千葉県東金市小野(STA19+00)から千葉県大網白里町養安寺(STA21+35)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

ニ 千葉県大網白里町養安寺(STA21+35)から千葉県大網白里町小西(STA27+85)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ホ 千葉県大網白里町小西(STA27+85)から千葉県大網白里町餅木(STA33+69.5)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヘ 千葉県大網白里町餅木(STA33+69.5)から千葉県大網白里町餅木(STA35+23)まで
平成 24 年 6 月 1 日

ト 千葉県大網白里町餅木(STA35+23)から千葉県大網白里町金谷郷(STA48+69)まで
平成 24 年 2 月 15 日

チ 千葉県大網白里町金谷郷(STA48+69)から千葉県大網白里町南玉(STA57+23)まで
平成 24 年 10 月 1 日

リ 千葉県大網白里町南玉(STA57+23)から千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+40)まで
平成 21 年 8 月 1 日

ヌ 千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+40)から千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+70)まで
平成 24 年 6 月 1 日

ル 千葉市緑区小食土町(STA65+70)から千葉県大網白里町小中(STA80+00)まで
平成 21 年 8 月 1 日

ヲ 千葉県大網白里町小中(STA80+00)から千葉県大網白里町神房(STA86+00)まで
平成 19 年 12 月 1 日

別 紙 1

ワ 千葉県大網白里町神房(STA86+00)から千葉県茂原市柴名(STA106+94)まで
平成 21 年 8 月 1 日

カ 千葉県茂原市柴名(STA106+94)から千葉県茂原市柴名(STA109+20)まで
平成 19 年 12 月 1 日

コ 千葉県茂原市柴名(STA109+20)から千葉県茂原市柴名(STA113+60)まで
平成 24 年 5 月 1 日

ク 千葉県茂原市柴名(STA113+60)から千葉県茂原市上太田(STA123+11)まで
平成 24 年 10 月 9 日

ケ 千葉県茂原市上太田(STA123+11)から千葉県茂原市上太田(STA124+34)まで
平成 24 年 11 月 1 日

コ 千葉県茂原市上太田(STA124+34)から千葉県茂原市真名(STA148+91)まで
平成 24 年 2 月 15 日

セ 千葉県茂原市真名(STA148+91)から千葉県茂原市真名(STA156+20)まで
平成 24 年 5 月 1 日

ネ 千葉県茂原市真名(STA156+20)から千葉県長柄町榎本(STA179+60)まで
平成 24 年 2 月 15 日

ナ 千葉県長柄町榎本(STA179+60)から千葉県長柄町榎本(STA183+80)まで
平成 24 年 7 月 1 日

別 紙 1

ラ 千葉県長柄町榎本(STA183+80)から千葉県長柄町榎本(STA187+78)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ラ 千葉県長柄町榎本(STA187+78)から千葉県長南町須田(STA194+40)まで
平成 24 年 7 月 1 日

ム 千葉県長南町須田(STA194+40)から千葉県長南町関原(STA203+88. 2)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ウ 千葉県長南町関原(STA203+88. 2)から千葉県茂原市石神(STA210+39)まで
平成 24 年 7 月 1 日

ノ 千葉県茂原市石神(STA210+39)から千葉県茂原市石神(STA216+20)まで
平成 24 年 9 月 1 日

東金JCT Cランプ

イ 千葉県東金市山田(STA5+18)から千葉県東金市山田(STA6+20)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別紙 1

茂原北IC ランプ部

オ 千葉県茂原市柴名(STA4+20)から千葉県茂原市上太田(STA0+60)まで

平成 19 年 12 月 1 日

ク 千葉県茂原市上太田(STA0+60)から千葉県茂原市上太田(STA0+20)まで

平成 20 年 10 月 1 日

ヤ 千葉県茂原市上太田(STA0+20)から千葉県茂原市上太田(STA2+10)まで

平成 19 年 12 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 10 月 20 日 (東金ICランプ切替)

平成 25 年 4 月 27 日 (供用開始)

令和 2 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25, 233 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 25, 233 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)

(千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県茂原市石神 から
 千葉県木更津市下郡 まで

(ロ) 延 長 21.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県茂原市石神	から	100	21.3	
千葉県木更津市下郡	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県茂原市石神	から	2車線	4車線	
千葉県木更津市下郡	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ
一般国道297号	千葉県市原市田尾	立体接続	市原鶴舞インターチェンジ
一般国道410号バイパス	千葉県木更津市下郡	立体接続	木更津東インターチェンジ

(4) 工事予算

13,660 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 千葉県茂原市石神(STA216+20)から千葉県長生郡長南町坂本(STA219+73)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ロ 千葉県長生郡長南町坂本(STA219+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA220+73)まで
平成 24 年 5 月 1 日
- ハ 千葉県長生郡長南町坂本(STA220+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA222+77)まで
平成 24 年 7 月 18 日
- ニ 千葉県長生郡長南町坂本(STA222+77)から千葉県長生郡長南町坂本(STA233+60)まで
平成 24 年 5 月 1 日
- ホ - 1 千葉県長生郡長南町坂本(STA233+60)から千葉県長生郡長南町報恩寺(STA243+17)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ホ - 2 千葉県長生郡長南町報恩寺(STA243+17)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA250+00)まで
平成 24 年 8 月 1 日
- ホ - 3 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA250+00)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA252+59)まで
平成 24 年 9 月 1 日

別 紙 1

- ホ - 4 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA252+59) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA252+64) まで
平成 24 年 8 月 1 日
- ホ - 5 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA252+64) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA253+00) まで
平成 24 年 10 月 1 日
- へ - 1 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA253+00) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA253+05) まで
平成 24 年 8 月 1 日
- へ - 2 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA253+05) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA259+20) まで
平成 24 年 12 月 1 日
- へ - 3 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA259+20) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA262+60) まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ト - 1 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA262+60) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA266+60) まで
平成 24 年 10 月 1 日
- ト - 2 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA266+60) から千葉県長生郡長南町岩撫 (STA272+86) まで
平成 24 年 12 月 1 日
- チ - 1 千葉県長生郡長南町岩撫 (STA272+86) から千葉県市原市田尾 (STA297+06) まで
平成 24 年 3 月 26 日
- チ - 2 千葉県市原市田尾 (STA297+06) から千葉県市原市田尾 (STA298+49.7) まで
平成 24 年 10 月 1 日

別 紙 1

- リ - 1 千葉県市原市田尾(STA298+49.7)から千葉県市原市山小川(STA306+80)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- リ - 2 千葉県市原市山小川(STA306+80)から千葉県市原市山小川(STA307+10)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- リ - 3 千葉県市原市山小川(STA307+10)から千葉県市原市山小川(STA308+40)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- リ - 4 千葉県市原市山小川(STA308+40)から千葉県市原市山小川(STA309+00)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- 又 - 1 千葉県市原市山小川(STA309+00)から千葉県市原市山小川(STA310+00)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- 又 - 2 千葉県市原市山小川(STA310+00)から千葉県市原市不入(STA313+81)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 3 千葉県市原市不入(STA313+81)から千葉県市原市不入(STA316+57)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- 又 - 4 千葉県市原市不入(STA316+57)から千葉県市原市大和田(STA317+60)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 5 千葉県市原市大和田(STA317+60)から千葉県市原市大和田(STA320+05)まで
平成 25 年 2 月 20 日

別 紙 1

- 又 - 6 千葉県市原市大和田(STA320+05)から千葉県市原市大和田(STA321+18)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 7 千葉県市原市大和田(STA321+18)から千葉県市原市大和田(STA321+80)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- 又 - 8 千葉県市原市大和田(STA321+80)から千葉県市原市大和田(STA325+40)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 9 千葉県市原市大和田(STA325+40)から千葉県市原市養老(STA327+3. 5)まで
平成 25 年 2 月 12 日
- 又 - 10 千葉県市原市養老(STA327+3. 5)から千葉県市原市久保(STA332+57)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 11 千葉県市原市久保(STA332+57)から千葉県市原市久保(STA332+72. 6)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- 又 - 12 千葉県市原市久保(STA332+72. 6)から千葉県市原市山口(STA340+34)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- ル - 1 千葉県市原市山口(STA340+34)から千葉県市原市山口(STA358+20)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ル - 2 千葉県市原市山口(STA358+20)から千葉県市原市山口(STA360+84)まで
平成 25 年 2 月 1 日

別 紙 1

- ヲ 千葉県市原市山口(STA360+84)から千葉県木更津市真理谷(STA367+59)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ワ - 1 千葉県木更津市真理谷(STA367+59)から千葉県木更津市真理谷(STA372+41)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- ワ - 2 千葉県木更津市真理谷(STA372+41)から千葉県木更津市真理谷(STA375+21)まで
平成 24 年 10 月 1 日
- カ 千葉県木更津市真理谷(STA375+21)から千葉県木更津市真理谷(STA380+69)まで
平成 23 年 11 月 21 日
- ヨ 千葉県木更津市真理谷(STA380+69)から千葉県木更津市真理谷(STA392+12)まで
平成 24 年 8 月 1 日
- タ - 1 千葉県木更津市真理谷(STA392+12)から千葉県木更津市真理谷(STA394+80)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- タ - 2 千葉県木更津市真理谷(STA394+80)から千葉県木更津市真理谷(STA400+51)まで
平成 24 年 3 月 26 日
- レ 千葉県木更津市真理谷(STA400+51)から千葉県木更津市真理谷(STA402+30.7)まで
平成 23 年 11 月 21 日
- ソ 千葉県木更津市真理谷(STA402+30.7)から千葉県木更津市真理谷(STA404+78)まで
平成 24 年 3 月 26 日

別 紙 1

ツ 千葉県木更津市真理谷(STA404+78)から千葉県木更津市茅野(STA413+63. 6)まで
平成 23 年 11 月 21 日

ネ 千葉県木更津市茅野(STA413+63. 6)から千葉県木更津市下郡(STA429+17)まで
平成 24 年 12 月 1 日

茂原長南IC 料金所部

ナ 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA0+19. 2)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA1+10. 8)まで
平成 23 年 11 月 21 日

茂原長南IC 管理施設部

ラ - 1 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA3+88. 5)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA3+7)まで
平成 24 年 3 月 26 日

ラ - 2 千葉県茂原市石神(B-STA1+3)から千葉県茂原市石神(B-STA2+1. 8)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ - 3 千葉県茂原市石神(C1-STA0+0)から千葉県茂原市石神(C1-STA2+0)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ - 4 千葉県長生郡長南町千手堂(E-STA0+0)から千葉県長生郡長南町千手堂(E-STA12+15)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ - 5 千葉県長生郡長南町千手堂(F-STA12+18. 6)から千葉県長生郡長南町千手堂(F-STA21+10)まで
平成 24 年 7 月 18 日

別 紙 1

ラ - 6 千葉県長生郡長南町千手堂(G-STA12+11)から千葉県長生郡長南町千手堂(G-STA21+00)まで
平成 24 年 7 月 18 日

市原鶴舞IC

ム - 1 千葉県市原市山小川(A-STA2+25.4)から千葉県市原市山小川(A-STA5+44.9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 2 千葉県市原市山小川(B-STA2+25.4)から千葉県市原市山小川(B-STA6+11.9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 3 千葉県市原市山小川(B-STA6+11.9)から千葉県市原市山小川(B-STA6+42)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ム - 4 千葉県市原市山小川(B-STA6+42)から千葉県市原市山小川(B-STA7+72)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 5 千葉県市原市山小川(B-STA7+72)から千葉県市原市山小川(B-STA8+32.2)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ム - 6 千葉県市原市山小川(C1-STA0+8.9)から千葉県市原市山小川(C1-STA4+14.7)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 7 千葉県市原市山小川(C2-STA4+8.5)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+8.6)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

ム - 8 千葉県市原市山小川(C2-STA7+8.6)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+38.9)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ム - 9 千葉県市原市山小川(C2-STA7+38.9)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+91.9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 10 千葉県市原市山小川(D-STA4+9.1)から千葉県市原市山小川(D-STA8+26.5)まで
平成 24 年 12 月 1 日

市原鶴舞IC 料金所部

ウ 千葉県市原市田尾(C1-STA0+8.95)から千葉県市原市田尾(E-STA0+41.05)まで
平成 23 年 11 月 21 日

市原鶴舞IC 管理施設部

ノ 千葉県市原市田尾(C1-STA0+95)から千葉県市原市田尾(E-STA0+68)まで
平成 24 年 3 月 26 日

市原鶴舞IC 297号接道まで

オ 千葉県市原市田尾(E-STA0+41.05)から千葉県市原市田尾(E-STA2+34)まで
平成 24 年 11 月 1 日

高滝湖PA 内回り休憩施設

ク - 1 千葉県市原市大和田から千葉県市原市大和田まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

高滝湖PA 外回り休憩施設
ク - 2 千葉県市原市大和田から千葉県市原市大和田まで
平成 26 年 12 月 11 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日	平成 25 年 4 月 27 日	(供用開始)
	平成 25 年 7 月 12 日	(高滝湖PA 内回り供用開始)
	平成 27 年 8 月 10 日	(高滝湖PA 外回り供用開始)
	令和 3 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 940 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14, 940 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道14号(京葉道路)(京葉市川PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(4) 工事予算

17,018 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 4 月 24 日 (供用開始)
令和 3 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

18,816 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 18,485 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)

(神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県横浜市金沢区並木三丁目 から
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町 まで

(ロ) 延 長 4.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目 から 神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 まで	80	4.2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目 から 神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 まで	6車線	6車線	6車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道長浜第56号	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	立体接続	並木インターチェンジ
市道長浜第99号	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	立体接続	並木インターチェンジ
県道高速湾岸線 (首都高速道路湾岸線)	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	平面接続	並木インターチェンジ
市道堀口第531号	神奈川県横浜市 金沢区能見台東	立体接続	堀口能見台インターチェンジ

(4) 工事予算

176 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 3 年 12 月 17 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

325 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 316 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道126号(千葉東金道路)

(千葉県東金市丹尾から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	100	15.7	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	4 車線	4 車線	4車線化事業

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県東金市丹尾	平面接続 立体接続	東金ジャンクション
東金市道5146号線	千葉県東金市山台	立体接続	東金インターチェンジ
県道成東酒々井線	千葉県山武市矢部	立体接続	山武成東インターチェンジ
一般国道126号 (銚子連絡道路)	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
県道成田松尾線	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ

(4) 工事予算

18,564 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22,087 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 21,078 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道466号(第三京浜道路)(野川IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道466号

(有料道路名 : 第三京浜道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県川崎市宮前区野川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道尻手黒川線	神奈川県川崎市 宮前区野川	立体接続	野川インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

17,414 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 63 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12,197 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11,624 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(東京都西多摩郡日の出町平井から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

東京都西多摩郡日の出町平井 から

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金 まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(4) 工事予算

1,643 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 61 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,833 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,757 百万円)(消費税込み)

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

43,953 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

48,256 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容

個別箇所に関する工事の内容は、下記のとおりとする。

ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。

また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 佐野市 黒袴町	県道 佐野環状線	栃木県 佐野市 関川町及び 黒袴町	立体接続	平成21年9月11日	平成23年4月28日 (供用開始) 令和3年3月30日 (残事業完成)	893百万円	1,235百万円	ー	佐野 SA
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 宇都宮市 今里町	県道 上河内 スマート インター線	栃木県 宇都宮市 今里町	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	300百万円	338百万円	ー	上河内 SA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	県道 那須高原 スマート インター線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	447百万円	483百万円	—	那須 高原 SA
東北横断自動車道 釜石秋田線	秋田県 大仙市 九升田	市道 赤坂強首線	秋田県 大仙市 強首及び 九升田	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月26日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	92百万円	96百万円	—	西仙北 SA
東北横断自動車道 いわき新潟線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	市道新津 1-90号線 及び 市道新津 1-91号線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	立体接続	平成21年9月11日	平成23年12月17日 (供用開始) 平成26年3月30日 (残事業完成)	1,271百万円	1,387百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	埼玉県 坂戸市塚崎	市道3979 号路線及び 市道6919 号路線	埼玉県 坂戸市塚崎 及び栗生田	立体接続	平成21年9月11日	平成25年8月25日 (供用開始) 平成27年3月30日 (残事業完成)	1,885百万円	2,132百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	群馬県高崎 市上滝町	市道 G680号線 及び 市道 G681号線	群馬県高崎 市上滝町及 び佐波郡玉 村町上新田	立体接続	平成21年9月11日	平成26年2月22日 (供用開始) 平成27年3月30日 (残事業完成)	2,762百万円	3,174百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	茨城県 石岡市 正上内	市道 A2485号線	茨城県 石岡市 正上内	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月24日 (供用開始) 平成25年3月28日 (残事業完成)	2,772百万円	3,006百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県 三条市 福島新田	市道岡野 新田1号線 及び 市道岡野 新田2号線	新潟県 三条市 福島新田	立体接続	平成21年9月11日	平成24年7月14日 (供用開始) 平成26年3月30日 (残事業完成)	904百万円	1,028百万円	—	栄PA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
関越自動車道 新潟線	埼玉県大里 郡寄居町用 土	深谷市道 岡2-570号 及び 寄居町道 A046号線	埼玉県深谷 市本郷及び 大里郡寄居 町用土	立体接続	平成24年5月1日	平成31年3月28日 (下り線供用開始) 令和3年3月31日 (残事業完成)	1,420百万円	1,842百万円	—	寄居 PA
関越自動車道 新潟線	埼玉県児玉 郡上里町大 字五明	町道2480号 線及び 町道2087号 線	埼玉県児玉 郡上里町大 字五明	立体接続	平成24年5月1日	平成27年12月20日 (供用開始) 平成29年3月30日 (残事業完成)	1,165百万円	1,240百万円	—	上里 SA
北陸自動車道	新潟県長岡 市上野町	市道上川西 398号線及び 市道上川西 399号線	新潟県長岡 市上野町及 び大荒戸町	立体接続	平成24年5月1日	平成29年3月25日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	2,490百万円	2,569百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県新潟 市江南区西 野	主要地方道 新潟港横越 線	新潟県新潟 市江南区西 野	立体接続	平成24年5月1日	平成28年3月26日 (供用開始) 平成29年3月31日 (残事業完成)	3,376百万円	3,562百万円	—	本線 直結 型
北海道縦貫自動車 道 函館名寄線	北海道砂川 市空知太	市道砂川SA スマートイン ター線	北海道砂川 市北光	立体接続	平成25年7月1日	平成27年8月8日 (供用開始) 平成29年3月30日 (残事業完成)	420百万円	455百万円	—	砂川 SA
東北縦貫自動車道 弘前線	福島県郡山 市大槻町	市道中央イン ター1号線及 び市道中央 インター2号 線	福島県郡山 市大槻町及 び片平町	立体接続	平成25年7月1日	平成31年1月13日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	2,390百万円	2,802百万円	—	本線 直結 型
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県奥州 市胆沢区小 山	市道附野下 笹森線及び 県道衣川水 沢線	岩手県奥州 市胆沢区小 山	立体接続	平成25年7月1日	平成30年4月21日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	2,549百万円	2,766百万円	—	本線 直結 型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県紫波 郡矢巾町大 字煙山	県道不動盛 岡線及び町 道堤川目線	岩手県紫波 郡矢巾町大 字上矢次及 び煙山	立体接続	平成25年7月1日	平成30年3月24日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	1,229百万円	1,337百万円	—	矢巾 PA
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県滝沢 市高屋敷平	市道茨島土 沢線	岩手県滝沢 市高屋敷平	立体接続	平成25年7月1日	平成31年4月20日 (供用開始) 令和3年3月30日 (残事業完成)	4,421百万円	4,586百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	福島県南相 馬市鹿島区 浮田字椴木 沢	市道西138 号線	福島県南相 馬市鹿島区 浮田字椴木 沢	立体接続	平成25年7月1日	平成27年2月21日 (供用開始) 平成28年3月30日 (残事業完成)	286百万円	291百万円	—	南相馬 鹿島 SA
常磐自動車道	宮城県亶理 郡山元町坂 元字法羅	町道坂元イン ター線	宮城県亶理 郡山元町坂 元字上小山	立体接続	平成25年7月1日	平成29年4月1日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	2,740百万円	2,875百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	宮城県亶理 郡亶理町逢 隈高屋	町道亶理ス マートイン ター線	宮城県亶理 郡亶理町逢 隈高屋字新 谷地	立体接続	平成25年7月1日	平成28年3月19日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	623百万円	702百万円	—	鳥の海 PA
北関東自動車道	群馬県太田 市成塚町	市道太田成 塚北金井10 93号線	群馬県太田 市北金井町	立体接続	平成25年7月1日	平成30年7月28日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	1,320百万円	1,441百万円	—	太田強 戸 PA
一般国道6号 (仙台東部道路)	宮城県名取 市下増田耕 谷	市道飯野坂 杉ヶ袋線	宮城県名取 市下増田耕 谷及び飯野 坂小揚場	立体接続	平成25年7月1日	平成29年3月18日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	2,275百万円	2,352百万円	—	本線 直結 型

別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
一般国道468号 (東京湾横断・木更 津東金道路)	千葉県大網 白里市小中	市道01-03 2号線	千葉県大網 白里市小中	立体接続	平成25年7月1日	平成31年3月24日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	3,173百万円	3,449百万円	—	本線 直結 型
一般国道468号 (東京湾横断・木更 津東金道路)	千葉県茂原 市国府関	市道3級42 21号線	千葉県茂原 市国府関	立体接続	平成25年7月1日	令和2年2月16日 (供用開始) 令和3年3月30日 (残事業完成)	2,749百万円	3,108百万円	—	本線 直結 型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線

(長野県上水内郡信濃町大字野尻から新潟県上越市大字中屋敷まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長野県上水内郡信濃町大字野尻 から
新潟県上越市大字中屋敷 まで

(ロ) 延 長 37.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	第1種第3級	道路構造令
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	第1種第2級	道路構造令

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	80	17.6	
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	100	19.9	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から	4 車線	4 車線	4車線化
新潟県上越市大字中屋敷 まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
		左側	計	左側	右側	計	
長野県上水内郡 信濃町大字野尻 から 新潟県上越市 中郷区二本木 まで	土工(掘割)部分	2.50	2.50	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.75	1.75	—	—	—	
新潟県上越市 中郷区二本木 から 新潟県上越市 大字中屋敷 まで	土工(掘割)部分	2.50	2.50	2.50	1.25	3.75	
	トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	2.50	2.50	2.50	1.25	3.75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	2.50	2.50	2.50	1.25	3.75	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間	幅 員	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	3.00メートル(土工部) 3.00メートル(橋梁部)	
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	4.50メートル(土工部) 4.50メートル(橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

81,901 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 1 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 30 年 12 月 7 日 (一部供用開始)
- 令和 元 年 12 月 5 日 (供用開始)
- 令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

88,704 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 88,704 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線

(千葉県木更津市中烏田から千葉県富津市竹岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県木更津市中烏田 から
千葉県富津市竹岡 まで

(ロ) 延 長 20.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県木更津市中烏田 から 千葉県富津市竹岡 まで	100	20.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
千葉県木更津市中烏田 から 千葉県富津市竹岡 まで	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.5 m メートル(土工部)

4.5 m メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

30,087 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日(木更津南JCT~富津中央IC 供用開始)

令和 2 年 3 月 6 日(富津中央IC~富津竹岡IC 供用開始)

令和 4 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33, 373 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 33, 373 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道水戸線（潮来IC）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県潮来市福島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般県道水戸神栖線	茨城県潮来市福島	立体接続	潮来インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 245 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 437 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 372 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(鉾田IC)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県鉾田市秋山

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1,490 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,765 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,705 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県久喜市下早見から茨城県猿島郡五霞町大字江川まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県久喜市下早見 から
茨城県猿島郡五霞町大字江川 まで

(ロ) 延 長 12.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市下早見	から	100	12.7	
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市下早見	から	2車線	4車線	
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで			

別紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北縦貫自動車道 弘前線	埼玉県久喜市 下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション
都市計画道路 惣新田・幸手線	埼玉県幸手市 大字平須賀	立体接続	幸手インターチェンジ
一般国道4号	茨城県猿島郡五霞町 大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ

(4) 工事予算

25,514 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 埼玉県久喜市下早見(STA274+95)から埼玉県幸手市大字上高野(STA331+83)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ロ 埼玉県幸手市大字上高野(STA331+83)から埼玉県幸手市大字上高野(STA335+54)まで
平成 26 年 11 月 13 日
- ハ 埼玉県幸手市大字上高野(STA335+54)から埼玉県幸手市大字上高野(STA339+04)まで
平成 26 年 10 月 1 日
- ニ 埼玉県幸手市大字上高野(STA339+04)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA357+16)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ホ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA357+16)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+47)まで
平成 24 年 7 月 1 日
- ヘ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+47)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+56)まで
平成 25 年 1 月 15 日
- ト 埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+56)から埼玉県幸手市大字木立(STA382+10)まで
平成 24 年 7 月 1 日

別 紙 1

- チ 埼玉県幸手市大字木立(STA382+10)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA5+37)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- リ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA5+37)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA10+43)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- 又 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA10+43)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA12+30)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ル 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA12+30)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA14+31)まで
平成 26 年 10 月 30 日
- ヲ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA14+31)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA15+01)まで
平成 26 年 11 月 13 日
- ワ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA15+01)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA16+91)まで
平成 26 年 10 月 30 日
- 幸手IC ランプ部
- カ 埼玉県幸手市大字平須賀(D-ST A1+28)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A0+64)まで
平成 26 年 5 月 1 日
- ヨ 埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A0+64)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A1+10)まで
平成 26 年 8 月 1 日

別 紙 1

タ 埼玉県幸手市大字平須賀(A-STA1+06)から埼玉県幸手市大字平須賀(E-STA0+67)まで
平成 26 年 5 月 1 日

レ 埼玉県幸手市大字平須賀(E-STA0+67)から埼玉県幸手市大字平須賀(E-STA1+12)まで
平成 26 年 8 月 1 日

幸手IC 管理施設部

ソ 埼玉県幸手市大字平須賀(D-STA1+31)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-STA0+56)まで
平成 26 年 4 月 1 日

五霞IC ランプ部

ツ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA0+00)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA0+12)まで
平成 26 年 10 月 30 日

ネ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA0+12)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA1+93)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ナ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(B-STA1+86)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(B-STA3+68)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ヲ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(C-STA0+52)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(C-STA2+25)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ム 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(D-STA1+79)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(D-STA4+50)まで
平成 26 年 10 月 30 日

別 紙 1

- ウ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(E-STA0+00)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(E-STA1+56)まで
平成 26 年 11 月 26 日
- ノ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(F-STA1+58)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(F-STA4+10)まで
平成 27 年 1 月 26 日
- オ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(G-STA1+00)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(G-STA4+12)まで
平成 27 年 1 月 26 日
- ク 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(H-STA1+60)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(H-STA3+91)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ヤ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA0+02)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA1+46)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- マ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA1+46)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA3+83)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ケ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA3+83)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA6+80)まで
平成 26 年 12 月 16 日
- フ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA6+80)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA7+37)まで
平成 26 年 12 月 6 日
- コ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA7+37)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA8+78)まで
平成 26 年 11 月 18 日

別 紙 1

エ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA8+78)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA8+96)まで
平成 26 年 12 月 6 日

テ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA8+96)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA11+72)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ア 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA11+72)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA11+88)まで
平成 27 年 2 月 1 日

サ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA11+88)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA14+15)まで
平成 26 年 12 月 6 日

五霞IC 料金所部

キ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA5+65)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA6+30)まで
平成 26 年 5 月 1 日

別 紙 1

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 29 日 (供用開始)

平成 27 年 10 月 31 日 (五霞インターチェンジ増設レーン供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27,162 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27,162 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県猿島郡五霞町大字江川 から
茨城県つくば市新井 まで

(ロ) 延 長 35.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から 茨城県つくば市新井 まで	100	35.4	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から 茨城県つくば市新井 まで	2車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道4号	茨城県猿島郡 五霞町大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ
一般国道354号	茨城県猿島郡 境町大字蛇池	立体接続	境古河インターチェンジ
主要地方道 結城岩井線	茨城県坂東市 富田	立体接続	坂東インターチェンジ
一般国道294号	茨城県常総市 三坂新田町	立体接続	常総インターチェンジ
県道 取手つくば線	茨城県つくば市 柳橋	立体接続	つくば中央インターチェンジ

(4) 工事予算

43, 594 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA16+91)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA17+13)まで
平成 26 年 10 月 30 日
- ロ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA17+13)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA19+34)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ハ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA19+34)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA23+00)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ニ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA23+00)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA26+60)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ホ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA26+60)から茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA30+20)まで
平成 26 年 12 月 11 日
- ヘ 茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA30+20)から茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA37+30)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ト 茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA37+30)から茨城県猿島郡五霞町大字大福田(STA41+90)まで
平成 26 年 11 月 1 日

別 紙 1

チ 茨城県猿島郡五霞町大字大福田(STA41+90)から茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA50+25)まで
平成 26 年 9 月 1 日

リ 茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA50+25)から茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA79+72)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヌ 茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA79+72)から茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA80+40)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ル 茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA80+40)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA88+80)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヲ - 1 - 1 - 1 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA88+80)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA92+00)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 1 - 1 - 2 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA92+00)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA93+23)まで
平成 28 年 3 月 1 日

ヲ - 1 - 1 - 3 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA93+23)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA99+00)まで
平成 28 年 1 月 1 日

ヲ - 1 - 1 - 4 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA99+00)から茨城県猿島郡境町山崎(STA111+28)まで
平成 28 年 8 月 1 日

別 紙 1

ヲ - 1 - 2 茨城県猿島郡境町山崎 (STA111+28) から茨城県猿島郡境町山崎 (STA120+00) まで
平成 28 年 2 月 1 日

ヲ - 1 - 3 - 1 茨城県猿島郡境町山崎 (STA120+00) から茨城県坂東市菅谷 (STA129+03) まで
平成 28 年 3 月 1 日

ヲ - 1 - 3 - 2 茨城県坂東市菅谷 (STA129+03) から茨城県坂東市生子 (STA140+00) まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 1 - 3 - 3 茨城県坂東市生子 (STA140+00) から茨城県坂東市生子 (STA156+60) まで
平成 28 年 1 月 1 日

ヲ - 1 - 4 茨城県坂東市生子 (STA156+60) から茨城県坂東市半谷 (STA159+11) まで
平成 28 年 2 月 1 日

ヲ - 1 - 5 - 1 茨城県坂東市半谷 (STA159+11) から茨城県坂東市富田 (STA162+80) まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 1 - 5 - 2 茨城県坂東市富田 (STA162+80) から茨城県坂東市富田 (STA167+90) まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ - 1 - 5 - 3 茨城県坂東市富田 (STA167+90) から茨城県坂東市富田 (STA172+45) まで
平成 28 年 4 月 1 日

別 紙 1

ヲ - 2 茨城県坂東市富田 (STA172+45) から茨城県坂東市弓田 (STA181+17) まで
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ - 3 - 1 茨城県坂東市弓田 (STA181+17) から茨城県坂東市弓田 (STA182+22) まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ - 3 - 2 茨城県坂東市弓田 (STA182+22) から茨城県坂東市弓田 (STA208+20) まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 4 茨城県坂東市弓田 (STA208+20) から茨城県常総市大生郷町 (STA231+73) まで
平成 28 年 5 月 1 日

ヲ - 5 茨城県常総市大生郷町 (STA231+73) から茨城県常総市花島町 (STA251+16) まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 6 茨城県常総市花島町 (STA251+16) から茨城県常総市三坂町 (STA266+19) まで
平成 28 年 5 月 1 日

ヲ - 7 茨城県常総市三坂町 (STA266+19) から茨城県常総市三坂町 (STA269+17) まで
平成 28 年 9 月 1 日

ヲ - 8 茨城県常総市三坂町 (STA269+17) から茨城県つくば市高良田元上新田 (STA292+93) まで
平成 28 年 5 月 1 日

別 紙 1

ヲ - 9 茨城県つくば市高良田元上新田 (STA292+93) から茨城県つくば市高須賀 (STA298+71) まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ - 10 茨城県つくば市高須賀 (STA298+71) から茨城県つくば市高須賀 (STA302+38) まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ - 11 茨城県つくば市高須賀 (STA302+38) から茨城県つくば市高須賀 (STA311+00) まで
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ - 12 茨城県つくば市高須賀 (STA311+00) から茨城県つくば市島名 (STA343+77) まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ - 13 茨城県つくば市島名 (STA343+77) から茨城県つくば市平 (STA352+40) まで
平成 28 年 5 月 1 日

ヲ - 14 茨城県つくば市平 (STA352+40) から茨城県つくば市大白碓 (STA354+00) まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ - 15 茨城県つくば市大白碓 (STA354+00) から茨城県つくば市柳橋 (STA367+47) まで
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ - 16 茨城県つくば市柳橋 (STA367+47) から茨城県つくば市新井 (STA371+21) まで
平成 28 年 8 月 8 日

別 紙 1

坂東IC ランプ部

ワ - 1 茨城県坂東市富田(C-ST A1+00)から茨城県坂東市富田(E-ST A0+35)まで
平成 27 年 7 月 10 日

ワ - 2 茨城県坂東市富田(A-ST A1+00)から茨城県坂東市富田(A-ST A4+02)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ - 3 茨城県坂東市富田(B-ST A1+00)から茨城県坂東市弓田(B-ST A4+64)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ - 4 茨城県坂東市富田(C-ST A1+00)から茨城県坂東市富田(C-ST A6+04)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ - 5 茨城県坂東市富田(D-ST A1+00)から茨城県坂東市富田(D-ST A8+23)まで
平成 28 年 4 月 1 日

常総IC ランプ部

カ - 1 茨城県常総市三坂町(A-ST A0+55)から茨城県常総市三坂町(E-ST A0+25)まで
平成 27 年 7 月 1 日

カ - 2 茨城県常総市三坂町(A-ST A0+55)から茨城県常総市三坂町(A-ST A1+00)まで
平成 28 年 3 月 1 日

別 紙 1

常総IC ランプ部

カ - 3 茨城県常総市三坂町(A-STA6+35)から茨城県常総市三坂町(A-STA6+90)まで
平成 28 年 5 月 1 日

カ - 4 茨城県常総市三坂町(B-STA6+92)から茨城県常総市三坂新田町(B-STA8+12)まで
平成 28 年 5 月 1 日

カ - 5 茨城県常総市三坂町(D-STA2+40)から茨城県常総市三坂町(D-STA5+68)まで
平成 28 年 5 月 1 日

カ - 6 茨城県常総市三坂町(A-STA0+77)から茨城県常総市三坂町(A-STA6+35)まで
平成 28 年 9 月 1 日

カ - 7 茨城県常総市三坂町(B-STA1+00)から茨城県常総市三坂町(B-STA6+92)まで
平成 28 年 9 月 1 日

カ - 8 茨城県常総市三坂町(C-STA0+77)から茨城県常総市三坂町(C-STA4+31)まで
平成 28 年 9 月 1 日

カ - 9 茨城県常総市三坂町(D-STA1+00)から茨城県常総市三坂町(D-STA2+40)まで
平成 28 年 9 月 1 日

別紙 1

つくば中央IC

ヨ - 1 茨城県つくば市新井(A-STAO+85)から茨城県つくば市新井(A-STA3+55)まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヨ - 2 茨城県つくば市新井(D-STA1+50)から茨城県つくば市柳橋(D-STA7+79)まで
平成 28 年 8 月 8 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 29 日(五霞～境古河 供用開始)

平成 29 年 2 月 26 日(境古河～つくば中央 供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

47,697 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 47,697 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	100	20.3	
千葉県成田市吉岡	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	2 車線	4 車線	
千葉県成田市吉岡	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	稲敷～神崎 神崎～大栄 神崎～大栄
	2.30×1	2.30				
	2.50×1	2.50				
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.5	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.5	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
主要地方道 江戸崎新利根線	茨城県稲敷市 沼田	立体接続	稲敷インターチェンジ
県道 江戸崎下総線	茨城県稲敷市 桑山	立体接続	稲敷東インターチェンジ
一般国道356号	千葉県香取郡 神崎町大字松崎	立体接続	神崎インターチェンジ
主要地方道 成田下総線	千葉県成田市 青山	立体接続	下総インターチェンジ
東関東自動車道 水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4) 工事予算

18,734 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ - 1 茨城県稲敷市沼田(STA195+40)から茨城県稲敷市沼田(STA203+05)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- イ - 2 茨城県稲敷市沼田(STA203+05)から茨城県稲敷市沼田(STA205+45)まで
平成 25 年 7 月 1 日
- イ - 3 茨城県稲敷市沼田(STA205+45)から茨城県稲敷市沼田(STA208+55)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- イ - 4 茨城県稲敷市沼田(STA208+55)から茨城県稲敷市沼田(STA209+75)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ - 5 茨城県稲敷市沼田(STA209+75)から茨城県稲敷市沼田(STA210+75)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- イ - 6 茨城県稲敷市沼田(STA210+75)から茨城県稲敷市江戸崎(STA211+95)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ - 7 茨城県稲敷市江戸崎(STA211+95)から茨城県稲敷市江戸崎(STA213+20)まで
平成 26 年 3 月 1 日

別 紙 1

- イ - 8 茨城県稲敷市江戸崎(STA213+20)から茨城県稲敷市江戸崎(STA220+74)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ - 9 茨城県稲敷市江戸崎(STA220+74)から茨城県稲敷市江戸崎(STA225+65)まで
平成 25 年 7 月 1 日
- イ - 10 茨城県稲敷市江戸崎(STA225+65)から茨城県稲敷市駒塚(STA233+35)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- - 1 茨城県稲敷市駒塚(STA233+35)から茨城県稲敷市駒塚(STA233+85)まで
平成 25 年 11 月 1 日
- - 2 茨城県稲敷市駒塚(STA233+85)から茨城県稲敷市駒塚(STA236+00)まで
平成 26 年 3 月 1 日
- - 3 茨城県稲敷市駒塚(STA236+00)から茨城県稲敷市椎塚(STA237+82)まで
平成 25 年 9 月 1 日
- - 4 茨城県稲敷市椎塚(STA237+82)から茨城県稲敷市椎塚(STA242+85)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- - 5 茨城県稲敷市椎塚(STA242+85)から茨城県稲敷市清水(STA247+10)まで
平成 26 年 3 月 1 日
- - 6 茨城県稲敷市清水(STA247+10)から茨城県稲敷市清水(STA248+89)まで
平成 25 年 11 月 1 日

別 紙 1

- ロ - 7 茨城県稲敷市清水(STA248+89)から茨城県稲敷市清水(STA252+90)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- ハ - 1 茨城県稲敷市清水(STA252+90)から茨城県稲敷市清水(STA265+45)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- ハ - 2 茨城県稲敷市清水(STA265+45)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA4+65)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- 二 - 3 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA4+65)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA7+80)まで
平成 25 年 11 月 1 日
- 二 - 4 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA7+80)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA12+60)まで
平成 26 年 7 月 17 日
- 二 - 5 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA12+60)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+24)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- ホ - 1 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+24)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+55)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- ホ - 2 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+55)から千葉県成田市高(STA17+20)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- ホ - 3 千葉県成田市高(STA17+20)から千葉県成田市高(STA17+80)まで
平成 26 年 10 月 1 日

別 紙 1

ホ - 4 千葉県成田市高(STA17+80)から千葉県成田市高(STA19+40)まで
平成 26 年 8 月 1 日

ホ - 5 千葉県成田市高(STA19+40)から千葉県成田市高(STA19+64)まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ - 6 千葉県成田市高(STA19+64)から千葉県成田市高(STA20+24)まで
平成 26 年 8 月 18 日

ホ - 7 千葉県成田市高(STA20+24)から千葉県成田市高(STA21+46)まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ - 8 千葉県成田市高(STA21+46)から千葉県成田市高(STA22+02)まで
平成 26 年 11 月 10 日

ホ - 9 千葉県成田市高(STA22+02)から千葉県成田市名木(STA24+35)まで
平成 26 年 9 月 15 日

ホ - 10 千葉県成田市名木(STA24+35)から千葉県成田市名木(STA27+80)まで
平成 26 年 11 月 20 日

ホ - 11 千葉県成田市名木(STA27+80)から千葉県成田市名木(STA31+20)まで
平成 26 年 12 月 1 日

ホ - 12 千葉県成田市名木(STA31+20)から千葉県成田市名木(STA32+10)まで
平成 26 年 10 月 1 日

別 紙 1

ホ - 13 千葉県成田市名木(STA32+10)から千葉県成田市名木(STA35+50)まで

平成 26 年 9 月 1 日

ホ - 14 千葉県成田市名木(STA35+50)から千葉県成田市名木(STA37+60)まで

平成 26 年 11 月 20 日

ホ - 15 千葉県成田市名木(STA37+60)から千葉県成田市名木(STA39+00)まで

平成 26 年 12 月 1 日

ホ - 16 千葉県成田市名木(STA39+00)から千葉県成田市名木(STA41+83)まで

平成 26 年 11 月 10 日

ホ - 17 千葉県成田市名木(STA41+83)から千葉県成田市名木(STA45+40)まで

平成 26 年 9 月 1 日

へ - 1 千葉県成田市名木(STA45+40)から千葉県成田市倉水(STA59+20)まで

平成 26 年 9 月 1 日

へ - 2 千葉県成田市倉水(STA59+20)から千葉県成田市稲荷山(STA60+40)まで

平成 26 年 12 月 1 日

へ - 3 千葉県成田市稲荷山(STA60+40)から千葉県成田市稲荷山(STA63+00)まで

平成 26 年 11 月 10 日

へ - 4 千葉県成田市稲荷山(STA60+40)から千葉県成田市成井(STA63+80)まで

平成 26 年 10 月 1 日

別 紙 1

- へ - 5 千葉県成田市成井(STA63+80)から千葉県成田市成井(STA66+20)まで
平成 26 年 11 月 20 日
- へ - 6 千葉県成田市成井(STA66+20)から千葉県成田市成井(STA67+45)まで
平成 26 年 12 月 10 日
- へ - 7 千葉県成田市成井(STA67+45)から千葉県成田市成井(STA68+20)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ - 8 千葉県成田市成井(STA68+20)から千葉県成田市成井(STA71+40)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- へ - 9 千葉県成田市成井(STA71+40)から千葉県成田市成井(STA73+46)まで
平成 26 年 7 月 17 日
- へ - 10 千葉県成田市成井(STA73+46)から千葉県成田市芝(STA76+52)まで
平成 26 年 8 月 18 日
- へ - 11 千葉県成田市芝(STA76+52)から千葉県成田市芝(STA87+77)まで
平成 26 年 7 月 17 日
- へ - 12 千葉県成田市芝(STA87+77)から千葉県成田市芝(STA92+20)まで
平成 26 年 8 月 18 日
- へ - 13 千葉県成田市芝(STA92+20)から千葉県成田市吉岡(STA101+68)まで
平成 26 年 7 月 17 日

別 紙 1

へ - 14 千葉県成田市吉岡(STA101+68)から千葉県成田市吉岡(STA102+95)まで
平成 26 年 9 月 15 日

ト 千葉県成田市吉岡(STA102+95)から千葉県成田市吉岡(STA106+70)まで
平成 26 年 11 月 20 日

稲敷東IC

ハ 茨城県稲敷市清水(A-STA0+85)から茨城県稲敷市清水(E-STA0+55)まで

神崎IC

ニ - 1 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C-STA2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA0+50)まで
平成 25 年 1 月 21 日

ニ - 2 千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA0+50)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA3+25)まで
平成 25 年 10 月 1 日

ニ - 3 千葉県香取郡神崎町大字松崎(B-STA2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(B-STA7+06)まで
平成 26 年 7 月 17 日

ニ - 4 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C1-STA2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(C1-STA4+58)まで
平成 26 年 7 月 17 日

ニ - 5 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C2-STA0+0)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(C2-STA3+20)まで
平成 26 年 7 月 17 日

ニ - 6 千葉県香取郡神崎町大字松崎(D-STA0+0)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(D-STA2+0)まで
平成 26 年 9 月 1 日

別 紙 1

下総IC

- へ - 1 千葉県成田市青山(C1-STA0+50)から千葉県成田市青山(E-STA0+71)まで
平成 26 年 7 月 17 日

- へ - 2 千葉県成田市青山(C1-STA0+50)から千葉県成田市青山(C1-STA1+91)まで
平成 26 年 9 月 1 日

- へ - 3 千葉県成田市青山(A-STA0+50)から千葉県成田市名木(A-STA4+25)まで
平成 26 年 9 月 1 日

- へ - 4 千葉県成田市青山(B-STA0+50)から千葉県成田市名木(B-STA4+96)まで
平成 26 年 9 月 1 日

- へ - 5 千葉県成田市青山(C2-STA1+91)から千葉県成田市名木(C2-STA4+97)まで
平成 26 年 9 月 1 日

- へ - 6 千葉県成田市青山(D-STA1+91)から千葉県成田市名木(D-STA5+86)まで
平成 26 年 9 月 1 日

- へ - 7 千葉県成田市青山(E-STA0+71)から千葉県成田市名木(E-STA1+91)まで
平成 27 年 1 月 1 日

別 紙 1

大栄JCT

ト - 1 千葉県成田市吉岡(B-STA2+10)から千葉県成田市吉岡(B-STA9+53)まで

平成 26 年 12 月 1 日

ト - 2 千葉県成田市吉岡(H-STA2+10)から千葉県成田市吉岡(H-STA7+48)まで

平成 26 年 12 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 4 月 12 日 (稲敷IC～神崎IC 供用開始)

平成 27 年 6 月 7 日 (神崎IC～大栄JCT 供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20, 527 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20, 527 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(東京都三鷹市北野から東京都練馬区大泉町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 東京都三鷹市北野 から
東京都練馬区大泉町 まで

(ロ) 延 長 9.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 直轄事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都三鷹市北野	から	80	9.8	
東京都練馬区大泉町	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.25メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
東京都三鷹市北野	から	6車線	6車線	
東京都練馬区大泉町	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
トンネル部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中央自動車道富士吉田線	東京都三鷹市北野	立体接続 平面接続	中央ジャンクション(仮称) 本線
都道新宿国立線	東京都三鷹市牟礼	立体接続	東八道路インターチェンジ(仮称)
都道東京所沢線	東京都練馬区関町南	立体接続	青梅街道インターチェンジ(仮称)
都道練馬所沢線	東京都練馬区東大泉	立体接続	目白通りインターチェンジ(仮称)
東北縦貫自動車道弘前線	東京都練馬区大泉町	平面接続	本線
関越自動車道新潟線	東京都練馬区大泉町	立体接続	大泉ジャンクション

(4) 工事予算

520,308 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 東京都三鷹市北野(STA.63+36)から東京都練馬区石神井台(STA.133+16)まで
令和 2年 4月 1日
- ロ 東京都練馬区石神井台(STA.133+16)から東京都練馬区石神井台(STA.137+10)まで
令和 2年 4月 1日
- ハ 東京都練馬区石神井台(STA.137+10)から東京都練馬区石神井町(STA.149+40)まで
令和 元年 8月 15日
- ニ 東京都練馬区石神井町(STA.149+40)から東京都練馬区大泉町(STA.159+15)まで
平成 29年 6月 1日
- ホ 東京都練馬区大泉町(STA.159+15)から東京都練馬区大泉町(STA.160+89)まで
平成 26年 9月 11日

- ・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 3年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

555,669 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 540,639 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北関東自動車道（太田強戸PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

群馬県太田市

(3) 工事予算

5,996 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 25 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 7 月 28 日 (供用開始)

令和 2 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6,435 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6,435 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(神奈川県横浜市栄区田谷町から神奈川県藤沢市城南二丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道468号
(有料道路名：首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県横浜市栄区田谷町 から
神奈川県藤沢市城南二丁目 まで

(ロ) 延長 7.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県横浜市栄区田谷町 から	80	7.3	
神奈川県藤沢市城南二丁目 まで			

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県横浜市栄区田谷町 から 神奈川県藤沢市城南二丁目 まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.5×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 － メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00メートル (土工部)

3.00メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号(横浜横須賀道路) 及び都市計画道路横浜藤沢線	神奈川県横浜市栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県藤沢市城南二丁目	立体接続	藤沢インターチェンジ
一般国道1号(新湘南バイパス)	神奈川県藤沢市城南二丁目	平面接続	藤沢インターチェンジ

(4) 工事予算

154,914 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県横浜市栄区田谷町(STA.00+73)から神奈川県藤沢市城南一丁目(STA.74+05)まで
令和 2 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

168,836 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 160,472 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(千葉県成田市吉岡から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道468号
(有料道路名：首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県成田市吉岡 から
千葉県山武市松尾町谷津 まで

(ロ) 延 長 18.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県成田市吉岡 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	100	18.5	

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(へ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
千葉県成田市吉岡 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	2 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東関東自動車道水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション
県道成田小見川鹿島港線	千葉県成田市 川上	立体接続	(主)成田小見川鹿島港線 インターチェンジ(仮称)
一般国道296号	千葉県香取郡 多古町喜多	立体接続	国道296号インターチェンジ(仮称)
一般国道126号(銚子連絡道路) 及び県道成田松尾線	千葉県山武市 松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
一般国道126号(千葉東金道路)	千葉県山武市 松尾町谷津	平面接続	松尾横芝インターチェンジ

(4) 工事予算

54,560 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 千葉県成田市吉岡(STA.0+00)から千葉県山武市松尾町谷津(STA.184+90)まで
平成 31 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

64, 515 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 61, 829 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道(酒田みなとIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

山形県酒田市藤塚字ふけ田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
主要地方道酒田八幡線	山形県酒田市 藤塚字南割	立体接続	酒田みなとインターチェンジ
日本海沿岸東北自動車道	山形県酒田市 藤塚字ふけ田	平面接続	本線 (新直轄)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,655 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,016 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,968 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道 (いわき小名浜IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県いわき市山田町長沢

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
小名浜道路 (県道いわき上三坂小野線)	福島県いわき市 山田町長沢	立体接続	いわき小名浜インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1,341 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 4 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,512 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,445 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 弘前線 (平泉スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

岩手県西磐井郡平泉町字祇園

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道 祇園線	岩手県西磐井郡平泉町字 祇園	立体接続	平泉スマートインターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

3,115 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,423 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 八戸線 (八戸西スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 八戸線

(2) 工事の箇所

青森県八戸市大字尻内町字根岸

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 新川添線(上り線) 及び市道 畑田線(下り線)	青森県八戸市大字尻内町 字新川添及び畑田	立体接続	八戸西スマートインターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

2,646 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 23 日(供用開始)
 令和 3 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,777 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道 釜石秋田線（横手北スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道 釜石秋田線

(2) 工事の箇所

秋田県横手市猪岡字竜ノ末

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 横手北スマートインター線	秋田県横手市猪岡字水越	立体接続	横手北スマートインターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

3,104 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 元 年 8 月 4 日 (供用開始)

 令和 2 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,396 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（水戸北スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県水戸市飯富町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道飯富286号線及び市道飯富 287号線	茨城県水戸市飯富町	立体接続	水戸北スマートインターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1,330 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 元 年 9 月 7 日 (供用開始)

 令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,511 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(ならばスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡檜葉町大字大谷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道 ならはスマートインター線	福島県双葉郡檜葉町大字 大谷	立体接続	ならはスマートインターチェンジ

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線（桑折JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

福島県伊達郡桑折町大字松原

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道115号(東北中央自動車道) 相馬福島道路	福島県伊達郡桑折町 大字松原	立体接続	桑折ジャンクション

(4) 工事予算

6,930 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,575 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7,386 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**常磐自動車道（大熊IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡大熊町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道西20号線	福島県双葉郡大熊町	立体接続	大熊インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

2,541 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	27年	9月	1日
②工事の完成予定年月日	平成	31年	3月	31日(供用開始)
	令和	2年	3月	6日(残事業一部完成)
	令和	3年	3月	30日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,760 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,760 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力災害により設定された帰還困難区域における施工のため、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（常磐双葉IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡双葉町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道双葉インター線	福島県双葉郡双葉町	立体接続	常磐双葉インターチェンジ

(4) 工事予算

2,734 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 2 年 3 月 7 日(供用開始)
 令和 3 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,932 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,932 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力災害により設定された帰還困難区域における施工のため、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線（大谷スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県宇都宮市宝木町及び駒生町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道大谷スマートインター1号線 及び市道大谷スマートインター2 号線	栃木県宇都宮市宝木町及 び駒生町	立体接続	大谷スマートインターチェンジ(仮 称)

別 紙 1

(4) 工事予算

3,681 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 4 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,127 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線（三芳スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の箇所

埼玉県入間郡三芳町上富

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道幹線3号線及び町道上富69 号線	埼玉県入間郡三芳町上富	立体接続	三芳スマートインターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

2,149 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 4 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,360 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)(横須賀PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号

(有料道路名:横浜横須賀道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県横須賀市平作

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道7566号坂本芦名線	神奈川県横須賀市平作	立体接続	横須賀PAスマートインターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 103 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 178 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(京葉JCT)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県市川市稲荷木

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道14号 (京葉道路)	千葉県市川市 稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション

(4) 工事予算

34,317 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 3 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

40,085 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 38,210 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県いわき市好間町から福島県双葉郡広野町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県いわき市好間町 から
福島県双葉郡広野町 まで

(ロ) 延 長 26.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県いわき市好間町 から 福島県双葉郡広野町 まで	100	26.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福島県いわき市好間町 から 福島県双葉郡広野町 まで	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル(土工部)

4. 50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

91, 497 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

99,720 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 97,278 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(宮城県亘理郡山元町大平から宮城県亘理郡亘理町逢隈まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮城県亶理郡山元町大平 から
宮城県亶理郡亶理町逢隈 まで

(ロ) 延 長 11.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亶理郡山元町大平 から 宮城県亶理郡亶理町逢隈 まで	100	11.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
宮城県亶理郡山元町大平 から 宮城県亶理郡亶理町逢隈 まで	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル(土工部)

4. 50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

28, 461 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33,087 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 32,214 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道6号(仙台東部道路)

(宮城県亶理郡亶理町逢隈から宮城県岩沼市押分まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道6号

(有料道路名 : 仙台東部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮城県亘理郡亘理町逢隈 から
宮城県岩沼市押分 まで

(ロ) 延 長 2.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亙理郡亙理町逢隈 から 宮城県岩沼市押分 まで	100	2.2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亙理郡亙理町逢隈 から 宮城県岩沼市押分 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル(土工部)

4.50 メートル(橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

別 紙 1

(4) 工事予算

12, 202 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 109 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13, 780 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線（苫小牧中央IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道苫小牧市字高丘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道 苫小牧中央インター線	北海道苫小牧市 字高丘	立体接続	苫小牧中央インターチェンジ (仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2,403 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,645 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,561 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 弘前線（都賀西方スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県栃木市都賀町及び西方町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道都賀西方スマートインター1号線及び市道都賀西方スマートインター2号線	栃木県栃木市都賀町及び西方町	立体接続	都賀西方スマートインターチェンジ (仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,256 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,518 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 弘前線 (矢板北スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県矢板市下太田地内及び長井地内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道矢板北スマートインター1号 線及び市道矢板北スマートイン ター2号線	栃木県矢板市下太田地内 及び長井地内	立体接続	矢板北スマートインターチェンジ (仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,103 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,248 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(茨城県潮来市延方から茨城県銚田市秋山まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県潮来市延方	から	80	30.9	
茨城県銚田市秋山	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県潮来市延方	から	2車線	4車線	
茨城県銚田市秋山	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.0	—	—	—	
トンネル部分	0.75×2	1.5	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.0	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.5	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道水戸神栖線及び 市道(潮)1級13号線	茨城県潮来市 延方	立体接続	潮来インターチェンジ
市道麻生1-17号	茨城県行方市 石神	立体接続	麻生インターチェンジ(仮称)
一般国道354号	茨城県行方市 両宿	立体接続	北浦インターチェンジ(仮称)
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ

(4) 工事予算

17,041 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 29 年 7 月 1 日

- ・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、
会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいい、茨城県潮来市延方(STA-1-8.1
茨城県銚田市塔ヶ崎(STA286+4.0)は、令和5年 4月 1日までに着手するものとする

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20,454 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19,576 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 弘前線(菅生スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県柴田郡村田町菅生

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道 仙台村田線	宮城県柴田郡村田町菅生	立体接続	菅生スマートインターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2,134 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,696 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線（甘楽PAスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 上越線

(2) 工事の箇所

群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉及び天引

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道 甘楽PAスマートIC線	群馬県甘楽郡甘楽町大字 白倉及び天引	立体接続	甘楽PAスマートインターチェンジ (仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

989 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 251 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北関東自動車道（出流原PAスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県佐野市出流原町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道出流原PAスマートインター 線(西行き)及び市道出流原PAス martインター線(東行き)	栃木県佐野市出流原町	立体接続	出流原PAスマートインターチェン ジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,356 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 4 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,671 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道) (つくばスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

茨城県つくば市島名

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道つくばスマートICアクセス1号線及び市道つくばスマートICアクセス2号線	茨城県つくば市島名	立体接続	つくばスマートインターチェンジ (仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,938 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 4 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,404 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県久喜市大字下早見から千葉県成田市吉岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県久喜市大字下早見 から
千葉県成田市吉岡 まで

(ロ) 延 長 92.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般道路事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見 から 千葉県成田市吉岡 まで	100	92.2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見 から 千葉県成田市吉岡 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
		左側	計	左側	右側	計	
埼玉県久喜市 大字下早見 から 千葉県 成田市吉岡 まで	土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間	幅 員	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見 から	3.00メートル(土工部)	
千葉県成田市吉岡 まで	3.50メートル(橋梁部)	

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

388,606 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 令和 元 年 5 月 1 日
②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

443, 249 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 422, 526 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道（胎内スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県胎内市鴻ノ巣 及び 宮瀬

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
(仮称)市道胎内スマートインター 1号線 及び (仮称)市道胎内ス martインター2号線	新潟県胎内市 鴻ノ巣及び宮瀬	立体接続	胎内スマートインターチェンジ(仮 称)

別 紙 1

(4) 工事予算

926 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 204 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北関東自動車道 (下野スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県下野市下古山及び上古山

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道下野スマートインター線(西行き)及び市道下野スマートインター線(東行き)	栃木県下野市下古山及び上古山	立体接続	下野スマートインターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2,203 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,780 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道長野線(筑北スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道長野線

(2) 工事の箇所

長野県東筑摩郡筑北村西条小仁熊

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
村道滝上北線	長野県 東筑摩郡 筑北村 西条小仁熊	立体接続	筑北スマートインターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 863 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 374 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 弘前線 (蓮田スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県蓮田市大字川島及び黒浜

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道蓮田白岡久喜線 及び 市道 57号線	埼玉県蓮田市大字川島 及 び 黒浜	立体接続	蓮田スマートインターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1,390 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,820 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線（花巻PAスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

岩手県花巻市諏訪 及び 大谷地

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道山の神諏訪線 及び 県道花巻和賀線	岩手県花巻市諏訪 及び 大谷地	立体接続	花巻PAスマートインターチェンジ (仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,309 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,739 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線（山形PAスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県山形市大道端

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道西部工業団地村木沢線	山形県山形市大道端	立体接続	山形PAスマートインターチェンジ (仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,433 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,863 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（つくばみらいスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県つくばみらい市古川

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
(仮称)つくばみらいスマートIC1 号線 及び (仮称)つくばみらいス martIC2号線	茨城県つくばみらい市古川	立体接続	つくばみらいスマートインターチェ ンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2,322 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,945 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（小高スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県南相馬市小高区大田和

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道大田和インター線 及び 市道川房インター線	福島県南相馬市小高区大 田和	立体接続	小高スマートインターチェンジ(仮 称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2,613 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,375 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

別紙 1 - 200 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道4号(東埼玉道路)

(埼玉県八潮市大字八條から埼玉県北葛飾郡松伏町田島まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道4号(東埼玉道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県八潮市大字八條 から
埼玉県北葛飾郡松伏町田島 まで

(ロ) 延 長 9.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県八潮市大字八條 から 埼玉県北葛飾郡松伏町田島 まで	80	9.5	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(へ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県八潮市大字八條 から 埼玉県北葛飾郡松伏町田島 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道4号 及び常磐自動車道	埼玉県八潮市大字八條	立体接続	草加八潮 インター・ジャンクション(仮称)
一般国道4号	埼玉県草加市柿木町	立体接続	蒲生柿木川戸線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県越谷市大成町	立体接続	越谷吉川線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県吉川市大字川藤	立体接続	越谷総合公園川藤線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県北葛飾郡松伏町田島	立体接続	浦和野田線 インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

16,709 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 令和 10 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19, 144 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 18, 263 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道勇払郡占冠村字中央から北海道勇払郡占冠村字上トマムまで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道勇払郡占冠村字中央 から
北海道勇払郡占冠村字上トママ まで

(ロ) 延長 26.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
北海道勇払郡占冠村字中央 から 北海道勇払郡占冠村字上トママ まで	100	26.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道勇払郡占冠村字中央 から 北海道勇払郡占冠村字上トマム まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分			1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

97, 000 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	令和	2年	5月	1日
②工事の完成年月日	令和	12年	3月	31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

119,615 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 113,907 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市原町区大字信田沢まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

- (イ) 工事の区間 福島県双葉郡浪江町大字室原 から
 福島県南相馬市原町区大字信田 まで
 (なお、事業着手する区間については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までとする。)

- (ロ) 延 長 18.4 キロメートル (1.9キロメートル)
 ※()内は福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までを表す。

(3) 工事方法

- (イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

- (ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県双葉郡浪江町大字室原 から 福島県南相馬市原町区大字信田 まで	100	18.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福島県双葉郡浪江町大字室原 から 福島県南相馬市原町区大字信田 沢 まで	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル(土工部)

4.50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

45,000 百万円(消費税込み)

(うち、福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの工事予算 7,000百万円(消費税込み))

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日
②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

(なお、上記については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,819 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9,366 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	24,213百万円
H 1 9	25,071百万円
H 2 0	24,580百万円
H 2 1	37,064百万円
H 2 2	50,385百万円
H 2 3	34,989百万円
H 2 4	33,071百万円
H 2 5	41,256百万円
H 2 6	68,784百万円
H 2 7	95,856百万円
H 2 8	88,927百万円
H 2 9	99,841百万円
H 3 0	103,997百万円
R 1	142,772百万円
R 2	252,334百万円
R 3	144,949百万円
R 4	70,698百万円
R 5	157,288百万円
R 6	137,498百万円
R 7	81,893百万円
R 8	170,017百万円
R 9	53,173百万円
R 1 0	53,292百万円
R 1 1	53,601百万円
R 1 2	194,547百万円
R 1 3	54,417百万円
R 1 4	54,897百万円
R 1 5	53,891百万円
R 1 6	54,877百万円
R 1 7	54,378百万円
R 1 8	55,007百万円
R 1 9	55,275百万円
R 2 0	54,313百万円
R 2 1	54,158百万円
R 2 2	54,164百万円
R 2 3	54,146百万円
R 2 4	54,556百万円
R 2 5	54,490百万円
R 2 6	53,638百万円
R 2 7	52,930百万円
R 2 8	52,908百万円
R 2 9	52,844百万円
R 3 0	53,775百万円
R 3 1	52,494百万円
R 3 2	52,929百万円
R 3 3	53,564百万円
R 3 4	53,564百万円
R 3 5	53,564百万円
R 3 6	53,564百万円
R 3 7	53,564百万円
R 3 8	53,044百万円
R 3 9	53,044百万円
R 4 0	53,044百万円
R 4 1	43,297百万円

(注1) 平成18年度から平成30年度までは実績値を、令和元年度は実績見込値を記載している

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	87,409百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

別紙5

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

東日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H26	9百万円
H27	214百万円
H28	671百万円
H29	1,492百万円
H30	2,590百万円
R1	854百万円
R2	1,452百万円
R3	4,673百万円
R4	4,461百万円
R5	2,223百万円
R6	906百万円
R7	0百万円
R8	0百万円
R9	0百万円
R10	0百万円
R11	0百万円
R12	0百万円
R13	0百万円
R14	0百万円
R15	0百万円
R16	0百万円
R17	0百万円
R18	0百万円
R19	0百万円
R20	0百万円
R21	0百万円
R22	0百万円
R23	0百万円
R24	0百万円
R25	0百万円
R26	0百万円
R27	0百万円
R28	0百万円
R29	0百万円
R30	0百万円
R31	0百万円
R32	0百万円
R33	0百万円
R34	0百万円
R35	0百万円
R36	0百万円
R37	0百万円
R38	0百万円
R39	0百万円
R40	0百万円
R41	0百万円

(注1) 平成26年度から平成30年度までは実績値を、令和元年度は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構造物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(551,875百万円) 551,875百万円	(63,667百万円) 47,550百万円	(379,925百万円) 391,645百万円	(127,702百万円) 111,107百万円	(252,223百万円) 280,538百万円
H 1 9	(559,192百万円) 558,180百万円	(67,965百万円) 51,619百万円	(405,577百万円) 425,162百万円	(136,324百万円) 120,616百万円	(269,253百万円) 304,546百万円
H 2 0	(555,373百万円) 522,469百万円	(68,941百万円) 49,115百万円	(411,402百万円) 404,532百万円	(138,282百万円) 114,763百万円	(273,120百万円) 289,769百万円
H 2 1	(449,377百万円) 420,422百万円	(55,670百万円) 39,424百万円	(332,204百万円) 324,717百万円	(111,662百万円) 92,120百万円	(220,542百万円) 232,597百万円
H 2 2	(447,103百万円) 414,736百万円	(54,937百万円) 34,125百万円	(327,833百万円) 281,068百万円	(110,193百万円) 79,737百万円	(217,640百万円) 201,331百万円
H 2 3	(436,821百万円) 400,681百万円	(39,902百万円) 36,286百万円	(328,653百万円) 298,870百万円	(93,237百万円) 84,788百万円	(235,416百万円) 214,082百万円
H 2 4	(429,007百万円) 471,361百万円	(38,674百万円) 42,912百万円	(318,541百万円) 353,445百万円	(90,368百万円) 100,270百万円	(228,173百万円) 253,175百万円
H 2 5	(430,686百万円) 484,935百万円	(32,447百万円) 41,206百万円	(267,253百万円) 339,394百万円	(75,818百万円) 96,284百万円	(191,435百万円) 243,110百万円
H 2 6	(516,202百万円) 605,006百万円	(38,687百万円) 50,781百万円	(318,649百万円) 418,260百万円	(90,399百万円) 118,658百万円	(228,250百万円) 299,602百万円
H 2 7	(518,644百万円) 628,371百万円	(39,437百万円) 53,140百万円	(324,824百万円) 437,691百万円	(92,151百万円) 124,170百万円	(232,673百万円) 313,521百万円
H 2 8	(566,074百万円) 626,183百万円	(40,169百万円) 53,492百万円	(330,850百万円) 440,591百万円	(93,860百万円) 124,993百万円	(236,990百万円) 315,598百万円
H 2 9	(596,278百万円) 649,995百万円	(35,238百万円) 54,109百万円	(290,238百万円) 445,668百万円	(82,339百万円) 126,433百万円	(207,899百万円) 319,235百万円
H 3 0	(604,439百万円) 670,878百万円	(29,639百万円) 54,693百万円	(244,123百万円) 450,479百万円	(69,256百万円) 127,798百万円	(174,867百万円) 322,681百万円
R 1	(605,167百万円) 673,457百万円	(22,480百万円) 50,987百万円	(185,160百万円) 419,952百万円	(52,529百万円) 119,138百万円	(132,631百万円) 300,814百万円
R 2	608,328百万円	34,118百万円	281,014百万円	79,722百万円	201,292百万円
R 3	581,556百万円	39,730百万円	327,236百万円	92,835百万円	234,401百万円
R 4	578,476百万円	43,595百万円	359,069百万円	101,866百万円	257,203百万円
R 5	578,973百万円	37,171百万円	306,155百万円	86,854百万円	219,301百万円
R 6	589,930百万円	34,486百万円	284,041百万円	80,581百万円	203,460百万円
R 7	593,523百万円	37,964百万円	312,694百万円	88,709百万円	223,985百万円
R 8	603,565百万円	24,383百万円	200,829百万円	56,974百万円	143,855百万円
R 9	609,662百万円	43,978百万円	362,222百万円	102,760百万円	259,462百万円
R 1 0	609,542百万円	41,104百万円	338,552百万円	96,045百万円	242,507百万円
R 1 1	611,516百万円	14,766百万円	121,616百万円	34,502百万円	87,114百万円
R 1 2	611,315百万円	41,620百万円	342,802百万円	97,251百万円	245,551百万円
R 1 3	605,706百万円	55,079百万円	453,661百万円	128,701百万円	324,960百万円
R 1 4	596,263百万円	54,086百万円	445,483百万円	126,381百万円	319,102百万円
R 1 5	590,072百万円	53,568百万円	441,209百万円	125,168百万円	316,041百万円
R 1 6	581,586百万円	52,620百万円	433,403百万円	122,954百万円	310,449百万円
R 1 7	574,316百万円	51,942百万円	427,824百万円	121,371百万円	306,453百万円
R 1 8	564,785百万円	50,926百万円	419,451百万円	118,996百万円	300,455百万円
R 1 9	556,460百万円	50,066百万円	412,369百万円	116,987百万円	295,382百万円
R 2 0	548,187百万円	49,335百万円	406,345百万円	115,278百万円	291,067百万円
R 2 1	541,793百万円	48,710百万円	401,202百万円	113,819百万円	287,383百万円
R 2 2	530,569百万円	47,587百万円	391,948百万円	111,193百万円	280,755百万円
R 2 3	523,271百万円	46,858百万円	385,949百万円	109,491百万円	276,458百万円
R 2 4	515,023百万円	45,992百万円	378,814百万円	107,467百万円	271,347百万円
R 2 5	508,559百万円	45,352百万円	373,541百万円	105,971百万円	267,570百万円
R 2 6	498,437百万円	44,424百万円	365,901百万円	103,804百万円	262,097百万円
R 2 7	489,119百万円	43,563百万円	358,806百万円	101,791百万円	257,015百万円
R 2 8	481,786百万円	42,832百万円	352,782百万円	100,082百万円	252,700百万円
R 2 9	475,262百万円	42,185百万円	347,458百万円	98,572百万円	248,886百万円
R 3 0	465,216百万円	41,087百万円	338,413百万円	96,006百万円	242,407百万円
R 3 1	456,950百万円	40,388百万円	332,655百万円	94,372百万円	238,283百万円
R 3 2	447,614百万円	39,410百万円	324,603百万円	92,088百万円	232,515百万円
R 3 3	442,486百万円	38,834百万円	319,855百万円	90,741百万円	229,114百万円
R 3 4	432,541百万円	37,839百万円	311,659百万円	88,416百万円	223,243百万円
R 3 5	424,168百万円	37,001百万円	304,758百万円	86,458百万円	218,300百万円
R 3 6	416,244百万円	36,208百万円	298,227百万円	84,605百万円	213,622百万円
R 3 7	408,611百万円	35,444百万円	291,938百万円	82,821百万円	209,117百万円
R 3 8	400,037百万円	34,639百万円	285,300百万円	80,938百万円	204,362百万円
R 3 9	391,866百万円	33,821百万円	278,567百万円	79,028百万円	199,539百万円
R 4 0	383,500百万円	32,984百万円	271,673百万円	77,072百万円	194,601百万円
R 4 1	258,683百万円	21,485百万円	176,965百万円	50,204百万円	126,761百万円

(注1) 平成18年度から平成30年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和元年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

別紙 7

(協定第10条第1項関連)

計画料金収入の額

東日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(709,612百万円) 711,810百万円
H 1 9	(722,190百万円) 713,956百万円
H 2 0	(719,683百万円) 679,582百万円
H 2 1	(613,220百万円) 578,132百万円
H 2 2	(621,266百万円) 582,686百万円
H 2 3	(607,061百万円) 564,850百万円
H 2 4	(604,468百万円) 652,866百万円
H 2 5	(607,533百万円) 667,857百万円
H 2 6	(700,369百万円) 796,177百万円
H 2 7	(710,760百万円) 827,595百万円
H 2 8	(778,089百万円) 845,979百万円
H 2 9	(800,738百万円) 862,463百万円
H 3 0	(811,935百万円) 886,493百万円
R 1	(822,438百万円) 898,952百万円
R 2	838,817百万円
R 3	796,996百万円
R 4	798,951百万円
R 5	799,926百万円
R 6	808,254百万円
R 7	814,262百万円
R 8	823,802百万円
R 9	829,085百万円
R 1 0	828,115百万円
R 1 1	829,318百万円
R 1 2	831,620百万円
R 1 3	824,798百万円
R 1 4	814,575百万円
R 1 5	807,553百万円
R 1 6	798,901百万円
R 1 7	792,401百万円
R 1 8	781,595百万円
R 1 9	772,941百万円
R 2 0	764,284百万円
R 2 1	757,689百万円
R 2 2	746,977百万円
R 2 3	738,324百万円
R 2 4	729,671百万円
R 2 5	722,980百万円
R 2 6	712,365百万円
R 2 7	703,710百万円
R 2 8	695,055百万円
R 2 9	688,272百万円
R 3 0	677,748百万円
R 3 1	669,094百万円
R 3 2	660,442百万円
R 3 3	653,976百万円
R 3 4	643,960百万円
R 3 5	635,719百万円
R 3 6	627,480百万円
R 3 7	620,923百万円
R 3 8	610,999百万円
R 3 9	602,758百万円
R 4 0	594,518百万円
R 4 1	480,006百万円

(注1) 平成18年度から平成30年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和元年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

別紙8中、「1. (1) ②ナ」を「1. (1) ②ラ」に、「1. (1) ②ネ」を「1. (1) ②ナ」に、「1. (1) ②ツ」を「1. (1) ②ネ」に、「1. (1) ②ソ」を「1. (1) ②ツ」に、「1. (1) ②レ」を「1. (1) ②ソ」に、「1. (1) ②タ」を「1. (1) ②レ」に、「1. (1) ②ヨ」を「1. (1) ②タ」に、「1. (1) ②カ」を「1. (1) ②ヨ」に、「1. (1) ②ワ」を「1. (1) ②カ」に、「1. (1) ②ヲ」を「1. (1) ②ワ」に、「1. (1) ②ル」を「1. (1) ②ヲ」に、「1. (1) ②ヌ」を「1. (1) ②ル」に、「1. (1) ②リ」を「1. (1) ②ヌ」に、「1. (1) ②チ」を「1. (1) ②リ」に、「1. (1) ②ト」を「1. (1) ②チ」に、「1. (1) ②へ」を「1. (1) ②ト」に、「1. (1) ②ホ」を「1. (1) ②へ」に、「1. (1) ②ニ」を「1. (1) ②ホ」に、「1. (1) ②ハ」を「1. (1) ②ニ」に、「1. (1) ②ロ」を「1. (1) ②ハ」に改める。

別紙8中、1. (1) ① (ニ) イ) を次のとおり改める。

イ) ETC車以外の自動車の場合

外回り (各入口インターチェンジから高谷ジャンクション方面へ通行する場合 (新倉PAで転回する場合を含む。))

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東名ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
中央ジャンクション・東八道路	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
青梅街道	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
大泉	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	958.222	1,195.462	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田東	925.160	1,154.134	1,392.368	1,884.005	3,040.008
外環浦和	868.481	1,083.286	1,307.351	1,813.812	2,874.870
川口西	—	—	—	—	—
川口中央	762.209	950.446	1,147.943	1,594.626	2,509.560
川口ジャンクション	740.955	923.878	1,116.061	1,550.788	2,436.498
川口東	710.254	885.502	1,070.010	1,487.468	2,330.964
草加	629.960	785.134	949.568	1,321.861	2,054.952
草加八潮ジャンクション	535.496	667.054	807.872	1,127.029	1,730.232
三郷	459.924	572.590	694.516	971.163	1,470.456
三郷南	—	—	—	—	—
松戸	388.522	448.152	507.782	641.951	969.918
市川北	—	—	—	—	—
市川中央	258.634	285.792	312.950	374.057	523.428
京葉ジャンクション	230.294	250.368	270.442	315.607	426.012
市川南	—	—	—	—	—

内回り（各入口インターチェンジから東名ジャンクション方面へ通行する場合（新倉PAで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
京葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川中央	—	—	—	—	—
市川北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
松戸	—	—	—	—	—
三郷南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
三郷	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加八潮ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口中央	—	—	—	—	—
川口西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	655.937	784.680	911.616	1,197.222	1,895.370
和光	606.344	722.688	837.226	1,094.935	1,724.892
大泉	530.772	628.224	723.869	939.070	1,465.116
青梅街道	—	—	—	—	—

別紙8中、1.(1)①(ニ)ロ)を次のとおり改める。

別紙8中、1. ②のうち、「(20) から (43) まで」を「(20) から (44) まで」に改める。

別紙8中、1. (1) ②イの次に次のとおり加える。

ロ 一般国道4号(東埼玉道路)(以下「東埼玉道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

				浦和野田線
			越谷総合公園川藤線	—
		越谷吉川線	185.424	279.888
	蒲生柿木川戸線	194.870	230.294	324.758
草加八潮	199.594	244.464	279.888	374.352

普通車

				浦和野田線
			越谷総合公園川藤線	—
		越谷吉川線	194.280	312.360
	蒲生柿木川戸線	206.088	250.368	368.448
草加八潮	211.992	268.080	312.360	430.440

中型車

				浦和野田線
			越谷総合公園川藤線	—
		越谷吉川線	203.136	344.832
	蒲生柿木川戸線	217.306	270.442	412.138
草加八潮	224.390	291.696	344.832	486.528

大型車

				浦和野田線
			越谷総合公園川藤線	—
		越谷吉川線	223.062	417.894
	蒲生柿木川戸線	242.545	315.607	510.439
草加八潮	252.287	344.832	417.894	612.726

特大車

				浦和野田線
			越谷総合公園川藤線	—
		越谷吉川線	271.770	596.490
	蒲生柿木川戸線	304.242	426.012	750.732
草加八潮	320.478	474.720	596.490	921.210

別紙8中、1.(1)④イ(ロ)のうち、

「

(A)
東京外環自動車道と東北縦貫自動車道弘前線との接続部
東京外環自動車道と関越自動車道新潟線との接続部
東京外環自動車道と常磐自動車道との接続部
東京外環自動車道と東関東自動車道水戸線との接続部
東京外環自動車道と中央自動車道富士吉田線との接続部
東京外環自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する第一東海自動車道(以下「第一東海自動車道」という。)との接続部

」を

「

(A)
東京外環自動車道と東北縦貫自動車道弘前線との接続部
東京外環自動車道と関越自動車道新潟線との接続部
東京外環自動車道と常磐自動車道との接続部
東京外環自動車道と東関東自動車道水戸線との接続部
東京外環自動車道と東埼玉道路との接続部
東京外環自動車道と中央自動車道富士吉田線との接続部
東京外環自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する第一東海自動車道(以下「第一東海自動車道」という。)との接続部

」に

改める。

別紙8中、1.(2)②ロ(イ)のうち、「平成26年4月1日から令和2年3月31日までの間」を「平成26年4月1日から令和3年3月31日までの間」に、「平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間」を「平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間」に、「平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間」を「平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間」に改める。

別紙8中、1.(2)⑦イ及びロを次のとおり改める。

イ 割引をする自動車

次表の(A)に掲げる道路、(B)に掲げる東京外環自動車道の区間及び(C)に掲げる首都高速道路株式会社が管理する道路を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより連続して通行し、ハに定める首都高速道路株式会社が管理するインターチェンジを入口又は出口として通行するET

C車（ただし、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施に伴い、東日本高速道路株式会社が別に定める期間を除く。）（ただし、新倉PAで転回する場合を除く。）。

なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行するETC車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを1回の通行とみなすものとする。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	東北縦貫自動車道弘前線	美女木ジャンクションから 川口ジャンクションまで	都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉 県道高速板橋戸田線	首都高速道路株式会社が管理する川口ジャン クション
2	東北縦貫自動車道弘前線	川口ジャンクションから 三郷インターチェンジまで	都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉 県道高速足立三郷線	
3	関越自動車道新潟線	東名ジャンクションから 大泉インターチェンジまで	都道首都高速3号線	—
4	関越自動車道新潟線	大泉インターチェンジから 川口ジャンクションまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線	—
5	常磐自動車道	三郷インターチェンジから 京葉ジャンクションまで	都道首都高速7号線	首都高速道路株式会社が管理する三郷ジャン クション
6	常磐自動車道	川口ジャンクションから 三郷インターチェンジまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線	
7	東関東自動車道水戸線	京葉ジャンクションから 高谷ジャンクションまで	都道首都高速7号線	首都高速道路株式会社が管理する高谷ジャン クション
8	東埼玉道路	美女木ジャンクションから 草加八潮ジャンクションまで	都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉 県道高速板橋戸田線	首都高速道路株式会社が管理する川口ジャン クション
9	東埼玉道路	草加八潮ジャンクションから 京葉ジャンクションまで	都道首都高速7号線	首都高速道路株式会社が管理する三郷ジャン クション
10	京葉道路	三郷インターチェンジから 京葉ジャンクションまで	都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉 県道高速足立三郷線	首都高速道路株式会社が管理する、一般国道 14号及び都道首都高速7号線との接続部
11	京葉道路	京葉ジャンクションから 高谷ジャンクションまで	神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県 道高速湾岸線	
12	中央自動車道富士吉田線	中央ジャンクションから 美女木ジャンクションまで	都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉 県道高速板橋戸田線	—
13	首都高速道路株式会社が管理する埼 玉県道高速さいたま戸田線	中央ジャンクションから 美女木ジャンクションまで	都道首都高速4号線	—
14	首都高速道路株式会社が管理する埼 玉県道高速さいたま戸田線	美女木ジャンクションから 川口ジャンクションまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線	—

ロ 割引額等

(イ) イの表中1、2、5から7まで、10及び11の(B)に掲げる東京外環自動車道のインターチェンジ相互間（以下「(B)のインターチェンジ相互間」という。）

イの表中1、2、5から7まで、10及び11の項毎に、次の算式により算出した額（以下「算出額」という。）が正の数となる場合は、これを割引適用後の料金の額とし（ただし、算出額が(B)のインターチェンジ相互間の料金の額を上回る場合は、(B)のインターチェンジ相互間の料金の額

を割引適用後の料金の額とする。)、算出額が負の数又は0となる場合は、(B)のインターチェンジ相互間の料金の額を減じるものとする。なお、算出額が、ハに定める各インターチェンジにより複数となる場合は、これらのうち最も低い値のものを適用する。

$X - Y$

(注) この算式においてX及びYは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：イの表中(D)に掲げるインターチェンジとイに定める自動車が行き交うハに定めるインターチェンジ相互間の首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額(単位：円)

Y：イに定める自動車の通行のうち、首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額(単位：円)

なお、X及びYに用いる料金の額は、⑫の割引を適用する自動車の割引額等を算出する場合は、障害者割引を適用した料金の額とし、⑫の割引を適用しない自動車の割引額等を算出する場合は、都心流入割引を適用した料金の額とする。

(ロ) イの表中3(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、中央ジャンクションと大泉インターチェンジ相互間の料金の額とする。

(ハ) イの表中4(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、大泉インターチェンジと美女木ジャンクション相互間の料金の額とする。

(ニ) イの表中8(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、算出額が正の数となる場合は、算出額及び川口ジャンクションと草加八潮ジャンクション相互間の料金の額を合算した額とし(ただし、これが美女木ジャンクションと草加八潮ジャンクション相互間の料金の額を上回る場合は、美女木ジャンクションと草加八潮ジャンクション相互間の料金の額を割引適用後の料金の額とする。)、算出額が負の数又は0となる場合は、川口ジャンクションと草加八潮ジャンクション相互間の料金の額とする。なお、算出額が、ハに定める各インターチェンジにより複数となる場合は、これらのうち最も低い値のものを適用する。

(ホ) イの表中9(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、算出額が正の数となる場合は、算出額及び草加八潮ジャンクションと三郷インターチェンジ相互間の料金の額を合算した額とし(ただし、これが草加八潮ジャンクションと京葉ジャンクション相互間の料金の額を上回る場合は、草加八潮ジャンクションと京葉ジャンクション相互間の料金の額を割引適用後の料金の額とする。)、算出額が負の数又は0となる場合は、草加八潮ジャンクションと三郷インターチェンジ相互間の料金の額とする。なお、算出額が、ハに定める各インターチェンジにより複数となる場合は、これらのうち最も低い値のものを適用する。

(ヘ) イの表中12から14までの(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の料金の額を減じるものとする。

別紙8中、2.のうち、「令和4年1月14日まで」を「令和4年1月24日まで」に改める。

別紙8中、別添6のうち、

「

C	首都圏中央連絡自動車道等（横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで）
---	--------------------------------

」を

「

C	東埼玉道路
	首都圏中央連絡自動車道等（横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで）

」に

改める。

別紙8中、別添7（1）のうち、ただし書きを削る。

別紙特 1 を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

特定更新等工事の内容

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 北海道縦貫自動車道 函館名寄線	北海道茅部郡森町字赤井川	北海道上川郡剣淵町藤本町
高速自動車国道 北海道縦貫自動車道 黒松内釧路線	北海道小樽市勝納町 北海道千歳市上長都	北海道札幌市白石区米里 北海道中川郡本別町共栄
高速自動車国道 北海道縦貫自動車道 黒松内北見線	北海道中川郡本別町勇足	北海道足寄郡足寄町郊南
高速自動車国道 東北縦貫自動車道 弘前線	東京都練馬区大泉町	青森県青森市大字岩渡字熊沢
高速自動車国道 東北縦貫自動車道 八戸線	青森県青森市大字岩渡字小谷 岩手県八幡平市小柳田 青森県八戸市大字坂牛字妻ノ神	青森県青森市大字字松代 青森県八戸市大字市川町和野前山 青森県八戸市大字根城字牛ヶ窪
高速自動車国道 東北横断自動車道 釜石秋田線	岩手県北上市鬼柳町 秋田県秋田市金足岩瀬字松館太平 岩手県花巻市東和町安俵	秋田県秋田市上新城中字南波掛 秋田県山本郡三種町鹿渡字金仏 岩手県花巻市西宮野目
高速自動車国道 東北横断自動車道 酒田線	宮城県柴田郡村田町足立字大森 山形県鶴岡市田麦俣字鶴ノ里	山形県西村山郡西川町大字月山沢 山形県鶴岡市友江字松倉
高速自動車国道 東北横断自動車道 いわき新潟線	福島県いわき市内郷宮町鬼ヶ沢	新潟県新潟市江南区太右工門新田
高速自動車国道 日本海沿岸東北自動車道	新潟県新潟市江南区俵柳 山形県鶴岡市山田字小京田 秋田県由利本荘市岩城内道川	新潟県村上市南新保 山形県酒田市藤塚字ふけ田 秋田県秋田市河辺
高速自動車国道 関越自動車道 新潟線	東京都練馬区三原台	新潟県長岡市上除町
高速自動車国道 関越自動車道 上越線	群馬県藤岡市岡之郷	新潟県上越市寺
高速自動車国道 常磐自動車道	埼玉県川口市神戸東	宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字水口
高速自動車国道 東関東自動車道 千葉富津線	千葉県千葉市中央区浜野町 千葉県木更津市中島田	千葉県富津市竹岡 千葉県木更津市畑沢
高速自動車国道 東関東自動車道 水戸線	埼玉県三郷市番匠免 千葉県市川市高谷	埼玉県三郷市鷹野 茨城県潮来市延方
高速自動車国道 北関東自動車道	群馬県高崎市上滝町 栃木県栃木市都賀町木	栃木県栃木市岩舟町小野寺 茨城県水戸市元石川町字千束
高速自動車国道 中央自動車道 長野線	長野県安曇野市豊科南穂高(安曇野 IC 含まず)	長野県千曲市雨宮
高速自動車国道 北陸自動車道	新潟県新潟市江南区俵柳	富山県下新川郡朝日町月山(朝日 IC 含まず)

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
一般国道235号 (日高自動車道(苫東道路))	北海道苫小牧市字植苗	北海道苫小牧市字沼ノ端
一般国道466号 (第三京浜道路)	東京都世田谷区野毛	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町
一般国道1号・一般国道16号 (横浜新道)	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町字坂本
一般国道16号・一般国道468号 (横浜横須賀道路)	神奈川県横須賀市馬堀海岸 神奈川県横浜市金沢区並木	神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字清戸奥
一般国道14号・一般国道16号 (京葉道路)	東京都江戸川区一之江	千葉県千葉市中央区浜野町
一般国道126号 (千葉東金道路)	千葉県千葉市中央区星久喜町	千葉県山武市松尾町谷津字平台
一般国道127号 (富津館山道路)	千葉県南房総市富浦町深名字杉原	千葉県富津市竹岡字仲町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、特定更新等工事で行う工事の内容は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算
橋梁更新	床版	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え 	40 キロメートル	421,217 百万円
	桁	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の上部構造の取替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え 	1 キロメートル	7,478 百万円
橋梁修繕	床版	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の床版の補修、補強(床版増厚、炭素繊維補強、剥落防止対策、SFRC、高性能床版防水、表面被覆、電気化学的防食、鋼床版の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え 	165 キロメートル	88,348 百万円
	桁	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の上部構造の補修、補強(炭素繊維補強、剥落防止対策、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食、鋼構造物の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え 	56 キロメートル	76,784 百万円
土構造物修繕	盛土 切土	<ul style="list-style-type: none"> ・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(グラウンドアンカー、水抜ボーリング、砕石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え 	7,759 箇所	161,636 百万円
トンネル修繕	本体 覆工	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル本体の補修、補強(インバートの設置等)及びトンネル覆工コンクリートの補修、補強(炭素繊維補強、ロックボルト補強、内巻補強、剥落防止対策、背面空洞注入等)等、トンネル全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え 	60 キロメートル	399,781 百万円

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	496百万円
H 2 8	1,450百万円
H 2 9	8,416百万円
H 3 0	18,217百万円
R 1	20,078百万円
R 2	13,463百万円
R 3	38,601百万円
R 4	71,145百万円
R 5	49,260百万円
R 6	106,841百万円
R 7	131,397百万円
R 8	189,059百万円
R 9	116,155百万円
R 1 0	144,638百万円
R 1 1	409,546百万円

(注1) 平成27年度から平成30年度は実績値を、令和元年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和2年3月27日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 渡 邊 大 樹

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 小 畠 徹